

第七十一回国会 商工委員会 議 録 第四十一号

昭和四十八年七月十一日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐四郎君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 内田 常雄君

理事 越智 伊平君

理事 小山 省二君

理事 笹山茂太郎君

理事 田中 榮一君

理事 増岡 博之君

理事 加藤 清政君

理事 上坂 昇君

理事 竹村 幸雄君

理事 渡辺 三郎君

理事 近江巳記夫君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

内閣法制局第四

部長

公正取引委員会

委員長

公正取引委員会

事務局長

公正取引委員会

事務局長

通商産業省企業

局長

通商産業省企業

局次長

通商産業省化学

工業局長

理事 左藤 恵君

理事 羽田野忠文君

理事 板川 正吾君

理事 神崎 敏雄君

理事 稲村 利幸君

理事 小川 平二君

理事 木部 佳昭君

理事 近藤 鉄雄君

理事 塩崎 潤君

理事 八田 貞義君

理事 岡田 哲兎君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 藤田 高敏君

理事 野間 友一君

理事 松尾 信人君

理事 宮田 早苗君

中曾根康弘君

別府 正夫君

高橋 俊英君

吉田 文剛君

熊田淳一郎君

山下 英明君

橋本 利一君

齋藤 太一君

中小企業庁長官 莊 清君

中小企業庁次長 森口 八郎君

中小企業庁計画 部長 原山 義史君

中小企業庁指導 部長 生田 豊朗君

商工委員会調査 室長 藤沼 六郎君

委員外の出席者

商工委員会調査 室長 藤沼 六郎君

本日の会議に付した案件

発電用施設周辺地域整備法案(内閣提出第一一七号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出第一〇八号)(参議院送付)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出第一〇九号)

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

○浦野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、発電用施設周辺地域整備法案及び参議院から送付されました内閣提出、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案の両案を順次議題とし、それぞれ政府より提案理由の説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

発電用施設周辺地域整備法案

発電用施設周辺地域整備法

(目的)

第一条 この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、火力発電施設、原子力発電施設等の周辺の地域における公共用の施設の整備

を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて火力発電施設、原子力発電施設等の設置の円滑化に資することを目的とする。(定義)

第一条 この法律において「発電用施設」とは、火力発電施設又は原子力発電施設で政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。(地点の指定)

第三条 主務大臣は、発電用施設の設置が予定されている地点のうち、次の各号に該当するものを指定し、これを公示するものとする。一 その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であると認められること。二 その地点が、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第一条第一項に規定する移動促進地域若しくは移動促進地域以外の地域で工業の集積の程度について政令で定める要件に該当するもの又は工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第一項ただし書に規定する指定地区に属さないこと。三 その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備すること

がその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること。二 主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。(整備計画)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定された地点が属する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域(以下「周辺地域」という。)について道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設(以下「公

共用施設」という。)の整備に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、主務大臣に承認を申請することができる。二 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定された地点の二以上が近接している場合において、当該周辺地域における公共用の施設の整備を効率的に行なうため必要があると認めるときは、当該周辺地域について一の整備計画を作成することができる。

三 整備計画は、当該周辺地域において行なわれる次に掲げる公共用の施設の整備に関する事業(発電用施設の設置に伴う損失の補償として行なわれるものを除く。)の概要及び経費の概算について定めるものとする。一 工事用道路、荷揚げ用岸壁その他の発電用施設の関連施設(第五項において「発電用施設関連施設」という。)と一体的に整備することが必要と認められる道路、港湾、漁港、都市公園又は水道

二 当該周辺地域の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる第一項の政令で定める公共用の施設

四 都道府県知事は、整備計画を作成しようとするときは、第一項に規定する市町村の長、整備計画に基づく事業を行なうこととなる者(国を除く。)及び発電用施設を設置する者の意見をきかなければならない。五 都道府県知事は、整備計画を作成するため必要があると認めるときは、発電用施設を設置する者に対し、当該周辺地域における発電用施設関連施設の整備に関する計画の提出を求め、及びその計画に関し意見を述べることが出来る。六 整備計画は、他の法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われたものでなければならぬ。

- 7 主務大臣は、整備計画が適当なものであると認められるときは、協議により、これを承認するものとする。
- 8 主務大臣は、前項の規定により整備計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しななければならない。
- 9 第一項及び第三項から前項までの規定は、整備計画を変更する場合に準用する。
- (事業の実施)
- 第五條 整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む）の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が行なうものとする。
- (発電用施設を設置する者の協力等)
- 第六條 発電用施設を設置する者は、整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように協力しななければならない。
- 2 整備計画に基づく事業でその事業に係る経費の全部又は一部を地方公共団体が負担するものについては、当該地方公共団体は、発電用施設を設置する者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をその者に負担させることができる。
- 3 主務大臣は、前項の規定による経費の負担に關し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができる。
- (国の負担又は補助の割合の特例等)
- 第七條 整備計画に基づく事業のうち別表に掲げるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。
- 2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、同項の政令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。
- 3 第一項に規定する事業に係る経費につき、前

- 二項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金の納付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。
- (国の普通財産の譲渡)
- 第八條 国は、整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。
- 第九條 国は、前二條に定めるもののほか、整備計画を達成するため必要があると認めるときは、整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。
- (主務大臣等)
- 第十條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
- 一 第三條第一項及び附則第二項の規定による地点の指定並びに第六條第三項の規定によるあつせんに関する事項については、内閣総理大臣及び通商産業大臣（火力発電施設に係る事項については、通商産業大臣）
- 二 第四條第七項（同條第九項において準用する場合を含む）の規定による整備計画の承認に関する事項については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣（火力発電施設に係る事項については、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣）
- 2 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。
- (政令への委任)
- 第十一條 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- (施行期日等)
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

事業の区分	国の負担割合の範囲
漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条に規定する漁港施設の修築	十分の六以内
港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第二条第五項に規定するもの建設又は改良	十分の六以内
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に規定する市町村道で政令で定めるものの新設又は改築	四分の三以内
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園で政令で定めるものの用地の取得	十分の四以内

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道事業に係る水道で政令で定めるもの新設又は改築	十分の四以内
---	--------

理由  
火力発電施設、原子力発電施設等の設置が困難になつてゐる現状にかんがみ、これらの施設の設置を円滑化し、電気の安定供給の確保に資するため、これらの施設の周辺の地域について住民の福祉の向上に必要な公共用の施設の整備を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案  
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

目次  
第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 新規化学物質に関する審査及び規制（第三条―第五条）  
第三章 特定化学物質に関する規制（第六条―第二十二條）  
第四章 雑則（第二十三條―第二十三條）  
第五章 罰則（第二十四條―第二十九條）  
附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質がこれらの性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、これらの性状を有する化学物質の製造、輸入、使用等について必要な

規制を行なうことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物、放射性物質及び次に掲げる物を除くをいう。

- 一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第一条第三項に規定する特定毒物
- 二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第一条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬

2 この法律において「特定化学物質」とは、次の各号の一に該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

- 一 イ及びロに該当するものであること。
- イ 自然的作用による化学的变化を生じにくく、イもであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。
- ロ 継続的に摂取される場合には、人の健康をそこなうおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む)が前号イ及びロに該当するものであること。

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制

(製造等の届出)

第三条 次に掲げる化学物質以外の化学物質(以下「新規化学物質」という)を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生省令、通商産業省令で定める事項を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき、試験(化学的方法による物質の検出若し

くは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ)として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときその他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 一次条第三項の規定により厚生大臣及び通商産業大臣が公示した化学物質
- 二 特定化学物質
- 三 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

(審査)

第四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

- 一 第一条第二項各号のいずれにも該当しないもの
- 二 第二条第二項各号の一に該当するもの
- 三 第三条第二項各号の一に該当するかどうか明らかでないもの

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前条第三号に該当すると判定したときは、すみやかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、前二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第二条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、その

新規化学物質の名称を公示しなければならない。

4 第一項及び第二項の判定を行なうために必要な試験の項目その他の技術的な事項は、総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める。

5 環境庁長官は、必要があると認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣が第一項又は第二項の判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることが出来る。

(製造等の制限)

第五条 第三条第一項の届出をした者は、前条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が第二条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知を受けた後でなければ、その新規化学物質を製造し、又は輸入してはならない。ただし、第三条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第三章 特定化学物質に関する規制

(製造の許可)

第六条 特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、特定化学物質及び事業所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の所在地
- 三 特定化学物質の名称
- 四 製造設備の構造及び能力

第七条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、特定化学物質を製造してはならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を製造するときは、この限りでない。

(久格条項)

第八条 次の各号の一に該当する者には、第六条

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一条の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第九条 通商産業大臣は、第六条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その許可をすることによつて当該特定化学物質の製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。
- 二 製造設備が厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

(変更の許可等)

第十条 第六条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造業者」という)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可製造業者は、第六条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

(輸入の許可)

第十一条 特定化学物質を輸入しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定化学物質の名称

三 輸入数量

(許可の基準等)

第十二条 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る特定化学物質の輸入が当該特定化学物質の製造の状況等からみてその需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、前条第一項の許可をしてはならない。

2 第八条の規定は、前条第一項の許可に準用する。

(製品の輸入の制限)

第十三条 何人も、政令で定める製品で特定化学物質が使用されているものを輸入してはならない。

2 前項の政令は、特定化学物質ごとに、海外における当該特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

(使用の制限)

第十四条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関するものでないことその他当該用途に当該特定化学物質が使用されることにより当該特定化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないこと。

(使用の届出)

第十五条 特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を業として使用しようとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地

三 特定化学物質の名称及びその用途

2 前項の届出をした者(以下「届出使用者」という)は、同項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十六条 許可製造業者、第十一条の許可を受けた者(以下「許可輸入者」という)又は届出使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその全員の同意により事業を継承すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を、許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した者にあつては通商産業大臣に、届出使用者の地位を承継した者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

(基準適合義務)

第十七条 許可製造業者は、その製造設備を第九条第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 届出使用者は、特定化学物質を使用する場合において、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(改善命令)

第十八条 通商産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第九条第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

とるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、届出使用者が前条第二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて特定化学物質を使用していないと認めるときは、当該届出使用者に対し、特定化学物質の使用の方法の改善に必要措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿)

第十九条 許可製造業者は、帳簿を備え、特定化学物質の製造について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

3 前二項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業省令」とあるのは、「主務省令」と読み替へるものとする。

(廃止の届出)

第二十条 許可製造業者又は届出使用者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を、許可製造業者にあつては通商産業大臣に、届出使用者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

2 許可製造業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第二十一条 通商産業大臣は、許可製造業者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第八条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第十条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないで変更したとき。

三 第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

項において準用する第八条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、許可に係る特定化学物質が輸入されるまでの間に限り、許可を取り消すことができる。

(特定化学物質の指定に伴う措置命令)

第二十二条 主務大臣は、一の化学物質が特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要を限度において、その指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入の事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図ることその他当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 雑則

(勧告)

第二十三条 主務大臣は、特定化学物質以外の化学物質について第二条第二項各号の一に該当すると疑うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入又は使用の制限に必要必要な勧告をすることができる。

(許可の条件)

第二十四条 許可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(報告の徴収)

第二十五条 通商産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用者

者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十二條又は第二十三條に規定する者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十六條 通商産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第二十二條に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(要請)

第二十七條 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第二十二條又は第二十三條の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

(手数料)

第二十八條 第六條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

(聴聞)

第二十九條 通商産業大臣は、第二十一條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間において予告したうえ、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議申立ての手続における聴聞)

第三十條 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定(却下の決定を除く)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(経過措置)

第三十一條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(主務大臣等)

第三十二條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十五條、第十六條第二項若しくは第二十条第一項の規定による届出又は第十八條第二項の規定による命令、第二十五條第一項の規定による報告の徴収若しくは第二十六條第一項の規定による検査、質問若しくは収去に関する命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行なう事業を所管する大臣

二 第二十二條の規定による命令、第二十三條の規定による報告の徴収又は第二十五條第二項の規定による報告の徴収又は第二十六條第二項の規定による検査、質問若しくは収去については、厚生大臣、通商産業大臣及びこれらの命令、報告の徴収又は検査、質問若しくは収

去の対象となる者の行なう事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第十九條第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存に関しては、特定化学物質を使用する者の行なう事業を所管する大臣の発する命令

二 第十七條第二項の技術上の基準に関しては、厚生大臣、通商産業大臣及び特定化学物質を使用する者の行なう事業を所管する大臣の発する命令

3 厚生大臣及び通商産業大臣又は前項第二号に規定する大臣は、第九條第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準又は第十七條第二項の主務省令で定める技術上の基準のうち労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による労働災害の防止に密接な関連を有すると認められる事項に係るものについては、労働大臣の意見をきくものとする。

(他の法令との関係)

第三十三條 次の各号に掲げる物である化学物質については第三條第一項、第六條第一項、第七條、第十一條第一項、第十四條、第十五條第一項、第二十二條及び第二十三條の規定を、特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第十三條第一項及び第二十二條の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十四條、第十五條第一項及び第二十三條の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二條第一項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容器包装、同法第二十九條第一項に規定するおもちや及び同条第二項に規定する洗浄剤

二 農薬取締法(昭和二十二年法律八十二号)第一條の二第一項に規定する農薬

三 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第一條第二項に規定する普通肥料

四 薬事法(昭和三十五年法律第四百五十五号)第二條第一項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

第五章 罰則

第三十四條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六條第一項の許可を受けずに特定化学物質の製造の事業を営んだ者

二 第七條、第十三條第一項又は第十四條の規定に違反した者

三 第十一條第一項の許可を受けずに特定化学物質を輸入した者

四 第二十一條第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第三十五條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の届出をしないで新規化学物質を製造し、又は輸入した者

二 第五條の規定に違反した者

第三十六條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第一項の許可を受けずに製造設備の構造又は能力を変更した者

二 第十五條第一項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十八條又は第二十二條の規定による命令に違反した者

第三十七條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載

をし、又は同条第二項(同条第三項において  
準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿  
を保存しなかつた者

二 第二十五条の規定による報告をせず、又は  
虚偽の報告をした者

三 第二十六条第一項若しくは第二項の規定に  
よる検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しく  
は忌避し、又はこれらの規定による質問に対  
して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  
者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の  
代理人、使用人その他の従業員が、その法人又  
は人の業務に関し、第三十四条から前条までの  
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、  
その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す  
る。

第三十九条 第十条第二項、第十五条第二項、第  
十六条第二項又は第二十条第一項の規定による  
届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万  
円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を経過した日から施行する。ただし、次条の規  
定は、公布の日から施行する。

(既存化学物質名簿)  
第二条 通商産業大臣は、この法律の公布の際現  
に業として製造され、又は輸入されている化学  
物質試験研究のために製造され、又は輸入され  
ているもの及び試薬として製造され、又は輸入  
されているものを除く。の名称を記載した表(以  
下「既存化学物質名簿」という。)を作成し、これ  
をこの法律の公布の日から三月以内に公示しな  
ければならない。

2 何人も、前項の規定により公示された既存化  
学物質名簿に関し、訂正する必要があると認め  
るときは、通商産業省令定めるところにより、  
その公示の日から一月以内に限り、その旨を通

商産業大臣に申し出ることができる。

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合に  
おいて、その申出に理由があると認めるときは、  
その申出に係る化学物質の名称を既存化学物質  
名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から削除  
するとともに、その旨をその申出をした者に通  
知しなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は  
削除を行つた既存化学物質名簿をこの法律の  
施行の日の一月前までに公示しなければならない  
い。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に、前条第四項の  
規定により公示された既存化学物質名簿に記載  
されている化学物質以外の化学物質の製造又は  
輸入の事業を営んでいる者については、その者  
を第三条第一項に規定する者とみなして、同項  
の規定を適用する。この場合において、同項中  
「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日  
から一月以内に」とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法昭和二十四年法律第五  
十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。  
十五 化学物質の審査及び製造等の規制に関  
する法律(昭和四十八年法律第 号)の  
施行に関する事務で厚生省の所掌に属する  
ものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第  
二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号の次に次の一号を加える。  
二の二 化学物質の審査及び製造等の規制に  
関する法律(昭和四十八年法律第 号)  
の施行に関する事務で通商産業省の所掌に  
属するものを処理すること。  
第二十五条第一項の表軽工業生産技術審議会  
の項を次のように改める。

化学製品審議会  
新期の化学製品の安全性の確  
保に関する事項その他化学  
品に関する重要事項を調査  
審議すること。

理由

難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそ  
こなおそれがある化学物質による環境の汚染を  
防止することが急務とされている現状にかんがみ、  
新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその  
化学物質がこれらの性状を有するかどうかを審査  
する制度を設けるとともに、これらの性状を有す  
る化学物質の製造、輸入、使用等について所要の  
規制措置を講ずる必要がある。これが、この法律  
案を提出する理由である。

○中曾根國務大臣 発電用施設周辺地域整備法案  
につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申  
上げます。  
わが国の電力需要は、国民生活の向上と国民経  
済の発展に伴い、今後とも毎年一〇%程度の伸び  
が予想されています。

他方、ここ数年電力会社が発電所の立地を計画  
しても、地元の同意が得られないため、国の電源  
開発計画に組み入れることのできないものが増加  
しており、また、これに組み入れた後においても  
地元住民の反対にあつて建設に着手できない例も  
多々生ずるに至つております。このままの状態が  
続けば、数年後には電力不足がきわめて深刻な問  
題となること懸念されるところであります。

このような住民の反対の根底には、一つには環  
境保全の問題があることは御承知のとおりであり、  
発電所設置による公害を防止し環境を保全するた  
め、今後とも最大限の努力を払うことは言うまで  
もないところでありますが、立地難のもう一つの  
理由として、発電所等の立地による雇用機会の増  
加等による地元の振興に対する寄与が他産業に比

べて少ないということが大きな問題としてあげら  
れようと存じます。事実、発電所等の立地が予定  
されている地点の地方公共団体は、住民福祉の向  
上に資する各種の公共用施設の整備事業の推進を  
強く要望しております。

本法案は、このような状況を踏まえて、発電所  
等の立地を円滑化し、電気の安定供給の確保に資  
するため、発電所等の周辺地域において住民福祉  
の向上に必要な公共用施設の整備事業を推進する  
ための措置を講じようとするものであります。

次に本法案の概要について御説明いたします。  
第一は、国は、火力発電施設、原子力発電施設  
等の発電用施設の設置が確実である地点のうち、  
その設置の円滑化をはかる上で、公共用施設を整  
備することが必要であると認められる地点を指定  
し、公示することとしております。

これについては、当該地点が工業再配置促進法の移  
転促進地域をはじめ一定要件に該当する地域に属  
するときは指定しないこととしております。  
第二は、この指定された地点の属する都道府県  
の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれ  
に隣接する市町村の区域において行なおうとする  
道路、港湾、漁港、水道、都市公園等の公共用施  
設の整備計画を作成し、国の承認を求めるところに  
してあります。

この計画には、公共用施設の整備  
に関する事業の概要と経費の概算について定める  
もので、他の法律の規定による地域の整備等に関  
する計画との調和及び地域の環境の保全について  
適切な配慮が払われるようにしてあります。

第三は、整備計画に基づく事業の実施に要する  
経費の一部を発電用施設を設置する者に負担させ  
るべきことができることとしております。これは、  
発電用施設を設置する者が地域社会に対する協力  
という観点から行なうもので、整備計画に基づく  
事業の経費を負担する地方公共団体が発電用施設  
を設置する者と協議して、地方公共団体の負担す  
る金額の一部を負担させることができることとして  
あります。なお、国は、この経費の負担について  
関係者の申し出があればあつせんに当たることと

しています。

第四は、国が承認した整備計画に基づいて地方公共団体が実施する事業のうち、特定の施設の整備事業については通常の補助率を特別に引き上げて適用することとする等事業の円滑な実施をはかることとしています。この特定の施設は、道路、港湾、漁港、水道及び都市公園のうちから政令で定めることとなっており、たとえば市町村道路は、通常三分の二とされているのを四分の三に、漁港は十分の五を十分の六に引き上げることができるとしてあります。このほか、国は地方債の起債について配慮する等財政上、金融上の援助措置を講ずることとしたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、PCBによる環境汚染及び被害の発生は、非常に大きな社会問題となりましたが、これは、従来の化学物質の安全性に関する考え方に再検討を加える必要のあることを痛感させるものであります。すなわち、新しい化学物質の開発と利用は、国民生活の充実に多大な寄与をなすものである反面、このような化学物質の中には、その使用に際し、あるいは使用後の廃棄を通じて環境を汚染し、人の健康に被害を及ぼすおそれのあるものがあり、その防止体制の確立をはかる必要があることが明らかにされたわけでありま

す。

このような新しい人体汚染の形態は、化学工業の発展に伴い新たな化学物質が年々生産されていることを考えると、単にPCBの問題としてのみではなく、化学物質全般について安全性を確認する必要があること、そしてその結果問題とされた化学物質について環境に放出されないよう、その製造、輸入、使用及び消費にわたりクローズド

システムを確立する必要があることを強く認識させるものであります。

このような状況にかんがみ、昨年の国会におかれましても、早急にその対策を講ずるべきである旨の決議がなされたところであり、政府といたしましては、昨年七月から、通商産業省に設置されております軽工業生産技術審議会「化学物質の安全確保対策のあり方」について審議をお願いし、慎重な検討をいただいたところであり、その結果、昨年十二月に、施策の内容につき同審議会の答申を得ましたので、ここにその趣旨に沿って化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、新規化学物質に関する審査及び規制であります。

これは、新規の化学物質を製造し、または輸入しようとする場合において、それについての事前審査制を採用し、その化学物質がPCBに見られるように自然環境において分解しにくく、生物の体内に蓄積されやすいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康をそこなおそれがあるものであるかどうかを判定することとし、安全であるという判定結果が出るまでの間は、製造または輸入を認めないこととしております。

第二は特定化学物質の規制であります。

ただいま申し上げました難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなおそれがある化学物質は、これを政令で特定化学物質として指定し、その製造が使用等において環境汚染をもたらさないよう所要の規制を行なうこととしております。

すなわち、特定化学物質の製造及び輸入については、許可制とし、その使用についても、環境汚染を生ずるおそれがない一定の用途以外の使用は認めないこととするともに、製造業者及び使用者に對しましては、その製造及び使用に關し、一定の技術上の基準を遵守させることとしております。すなわち、既存化学物質が特定化学物質に指定された際すでに出回っている当該化学物質及びそれを

使用した製品について、その回収をはかること等環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるとしてあります。

なお、既存化学物質のうち、特定化学物質の疑いの濃いものについては、特定化学物質の指定に至らない間においても、その製造、輸入または使用の制限に關し必要な勧告をすることができるとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。以上申し上げました本法案に基づく施策は、PCB類似の性状を有する化学物質による環境の汚染を未然に防止するために必要なものであり、既存の公害関係法規等と相まって、化学物質の安全性を確保する上できわめて重要な役割りを果たすものであると考えております。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○浦野委員長 内閣提出、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。近江委員。

○近江委員 本法の目的につきまして確認しておきたいのですが、一つは消費者の利益、二つには大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整、三つには周辺の中小小売業の事業活動の確保、そのうちどれを重点にしておる法律であるかということについて伺いたいと思います。

○中曾根國務大臣 百貨店法をほとんど全面的に改めましてこういうことになりましたのは、一つには消費者保護という時代の要請が強く出てまいりましたのを強く出すということ、それから、

スーパーのような、あるいは百貨店類似のものが出てまいりまして、先般も質問がございましたが、これが脱法的行為ではないかと思われるような競争を営んできておる、そういうものをやはり規制の対象に入れる、そして百貨店及び大型小売店という点、それからやはり公正取引という面がそういう面からも出てくると思っておりますが、公正競争という点に注目いたしまして、全部を考えて提案された法案である、このようにお考え願いたいと思

○近江委員 私がいま申し上げた三つのどれにもウエイトをかけて考えておるといふ大臣のお話でございますが、消費者の利益を保護するために、本法において具体的にどういふ措置をおとりになつておるわけですか。これは局長でもけっこうです。

○山下(英)政府委員 条文上の文言としましては、第一条に「消費者の利益の保護に配慮し」ということが明記されております。ほかに、十一條を特掲いたしました。この法律で一番大事をポイントでございまして届出を受理したあとでそれを審査し、必要な場合には勧告、変更命令を出すわけですが、その際、審査をし、勧告を出すかどうかを判断しますときに、「消費者の利益の保護に配慮し」といふ条文を置いたわけでございます。これがもしかりになつたといふこと、

実際上は政府側の審査でいろいろとそういうことも配慮するとは思いますが、どちらかというと、大型店舗が進出します際に、その地域で中小小売商業に相当の影響を与えるといふことが主たる判断の要素になりがちでございます。その際に、そういう要素のほかに、さてその大型店が出た場合にその近隣住民の消費者の利益をどれほど益するものかどうかということも忘れず判断すべきであるといふことを法律上明文化しておる次第でございます。

○近江委員 届け出があつた場合、通産大臣が審査をして、問題があるものについて審議会の意見を聞いて変更の勧告を出すのは第七条ということ

になつておるわけですが、はたして通産大臣が審査できるのかどうか、届け出があつたら、中小は除いてその他のものは地元の意見をまず聞いてから通産大臣が判断して審議会にかけざるべきではないか、このように思うのです。また、この審査期間は何のくらいを予定されておるわけですか。これも局長でけっこうです。

○山下(英)政府委員 届け出が出来ますと、それは手続的なことになりませんが、その届け出の写しを直ちに地元の商工会、商工会議所に送付いたしまして、同時に審査を開始いたします。もしも審査の結果、勧告が必要であるという場合には、三ヶ月以内にそれをしなければなりませんので、受理しました政府側としては相当に急いでこれを審査せねばなるまいと思つてます。そして勧告をするといつたしましたならば、資料をそろえて審議会にはかる、そうしますと審議会は、自分だけで審議せずに、地元の商工会、商工会議所から意見を徴します。先ほど申し上げましたように、届け出と同時にコピーが行つておりますから、商工会、商工会議所では直ちにそれを周知徹底させて、地元の見解は届け出と同時に聴取しておるわけでございます。いま申し上げた手続が一つの流れですが、それと同時に、もちろん地元の商工会、商工会議所が届け出のコピーを受け、意見を聴取し、これは大きな問題である、これは相当に影響があると判断した場合には、審議会から問い合わせのある前に、自分から進んで審議会に意見を持つてくる、あるいは直接政府当局を持つてくるということもございます。この辺は、旧百貨店法において多年経験を通じてきたやり方をベースにしておりまして、私どもとしては関係者の意見は相当に、相当に聞いていますことは十分に聴取できるものと考えております。

○近江委員 第十條の「改善勧告」について罰則は設けないのですか。この点についてはどのようなお考えですか。

○山下(英)政府委員 これには罰則をかけておりません。その理由は、この法律の主たるねらいは、

中小小売商業に事業活動の機会を与えるために、大規模店舗が進出する際はまずその面積を考慮し、それから開店の日を考える、それから営業するべきの閉店時間と休日、こういう点がこの法律による主たる規制項目でございますが、さらに進んで顧客の送迎とか、その他営業に関する行為において、大規模小売店舗と中小小売商業の利害関係を調整しようという、どちらかといつて主要規制対象以外にさらに追加するべき事項でございますので、この点については、政府側の改善勧告をもって指導行政で足りるのでないかという考えでございます。

○近江委員 これは確認の意味でお伺いしたい。大規模の小売店舗というのは、大企業の建てる基準面積以上の建物が対象になることはむろんであります。中小企業者が建てる寄り合いのそういう百貨店、協業組合や合併会社近代化のために建てるものであつても、基準面積以上であれば対象となるのかどうか、これをひとつ確認の意味でお伺いしたいと思つておるわけですが。

○山下(英)政府委員 これは今回、従来の百貨店法の企業単位の規制から、大型店舗の建物を規制対象にいたしました。法律の立て方が大きく変わりました関係で、大きな店舗、建物を建て、その中で小売業を営む以上は、俗にいいます寄り合い百貨店、たゞいま御指摘の中小小売業者が集まつてやる大規模店舗も規制対象になります。ただし、その場合に、十一條後段の規定で、もちろん中小小売商業の近代化ということも、中小企業政策また政府の政策の根本でありますので、規制対象には一応なりませぬけれども、そういう場合にはむしろ促進すべき事業でありますので配慮することが規定されておる次第でございます。

○近江委員 この答申におきましては、「大規模小売店の新増設が特定の地域で集中的かつ大規模に行なわれ、周辺中小小売商がこれへの対応体制を整えることがきわめて困難な場合等には」「大規模店新増設について勧告、措置命令」云々、このようになつておるわけですが、本法の運用について

では、このような大きな問題のあるもののみが対象となるのかどうかです。特定の地域に集中的かつ大規模に行なわれなくても、周辺中小小売商に影響を及ぼすことが十分考えられるわけですが、本法の運用方針についてお伺いしたいと思います。

○山下(英)政府委員 おつしやいますと、おりに、答申及びその答申をつくります前の委員会における議論の場合には、過去の経験値から見まして、いま御指摘のような大規模店舗が集中的にある一地域に重なつていられる場合に特記されておるべきけれども、この原案におきましては、大規模店舗基準以上のものであります限りは全部届け出を審査いたします。そしてその際に、そういった集

中地域でなくとも、特殊のその地方の事情によつて本法でいう摩擦が起きる、調整が必要だと判断しました場合には、やはりこれを規制の対象にし、勧告をしていくつもりでございます。

○近江委員 この第七條におきまして、通産大臣は大規模小売店舗の店舗面積についてこの減少勧告をすることができるとなつておるわけですが、届け出面積から減少させる場合、どういった基準でこの面積ならよいという判断をするのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○山下(英)政府委員 この判断の基準は、従来の経験からいいますと、ある程度数値的な経験値もできてはおります。それはその商圏、人口ですとか売り場面積あるいは交通事情その他を加味しました一つの数量化された基準もできておりますが、私どもはそういうものを参考にいたしまして、その地方の事情に合わせて判断していくべきだと思つておる。そして開店日をおくらせれば原案のままでいいのか、あるいはやはり申請面積よりも二割ないし三割切らなければならぬのか、それはそのときの個別の事情によると思つておる。最低限はもろろん基準面積まで、地方都市における申請があまりましたときに千五百平方メートルの間でこまで削減するかという判断をすることにならうと思つておる。

○近江委員 局長のおつしやることもよくわかるのですが、その辺をよく通産省で煮詰めてやはり考えておかなければ、もちろんケース・バイ・ケースはわかるわけですが、何か非常にばく然としておる。その辺はいまここで私がこれ以上言つても、そこまでの準備はないわけですか、これは特に何かの尺度といつても、やはりあらゆるそういう調査をなさつた上で、何らかの基本的な考え方に基づいてプラス・ケース・バイ・ケースの現地判断、現地の事情を考慮して決定をする、この辺のところをお考えになるべきじゃないかと思つておる。そうです。それじゃそういう点をよく整備なさるようには、これは申し上げておきます。

それから、たとえばこの基準面積以下の建物を法のおの異なつた資本で隣合つて建てる場合は本法の対象とならない。これが将来通路とか連絡橋等によつて接続された場合、本法の扱いとしてどうなるのか、また本法の何条によつてどのような措置がとられるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○橋本政府委員 御質問の趣旨は一つの建物と解釈するかどうかという問題にかかつておると思つておる。当初設立した場合に、いわゆる一つの建物と認められないような形で、しかも基準面積以下である場合には調整の対象になりませんが、その後通路等をもつてつなぎ合わせ、一つの建物とみなされるような場合には本法の適用対象になります。具体的には第三條の第八項に一つの建物の解釈につきまして「屋根、柱又は壁を共通にする建物及び通路によつて接続される」という文言がございます。通路によつて接続されるということでは一つの建物と読むべきかと思つておる。さうな場合には、本法第五條によりましてこの「大規模小売店舗における小売業者の届出」を出して、必要とあらば大臣の調整の対象になる、こういうことでございます。

○近江委員 それから本案は届け出審査制であるわけですが、これは基本的には許可制と考えてよいのか、また届け出制と考えるとよいのか、この辺



についてお伺いしたいと思います。

○橋本政府委員 届け出制であるか、許可制であるかというところは、法制的に割り切りますとやはり届け出制に属するかと思えます。ただ、審査を慎重にやるということ、届け出を受けましたら直ちに事前審査をやる、必要な場合には、問題のある場合には勧告もしくは命令あるいはこれを担保するための行政命令あるいは罰則等の適用によりまして強行し得るようになっておりますので、事実上運用上におきましては、必要ある場合には許可制と同様の効果を期待できる、かように解釈しております。

○近江委員 じゃ約束の時間ですから、これで終わります。

○浦野委員長 板川正吾君。

○板川委員 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案について若干質疑をいたしたいと思います。

この法律案を読みまして、どうも私も何となくこの法律案の名称がびんとこない感じがするのです。たとえば百貨店とかスーパーとか、具体的にそのものを表現しているならいいのですが、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案、大と小と相反する文字が混在するために、どうもこの法律案の名前が、大小が相次いで並んでおるために読んでびんとこない。ここで名称についてちょっと申し上げたいのですが、大規模店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、こういうふうな言い方ではおかしいのですか。大規模小売店舗、そしてまた小売業と出るので、どうもこの法律の名前がなじみにくいのですが、大規模店舗における小売業の事業活動、こういうふうな感じがするのですが、法案の名称について、これは事務局で検討してください。

○山下(英)政府委員 原案はむしろより正確にしたいということ、大きな事務ビルの下で小さなたばこ屋とかあるいは菓子屋などの小売業店舗が入る場合もあるわけでございますが、それは省こ

う、その大きな建物が主として小売業を中に入れてある建物であるから大規模小売店舗と称しようというので、より正確にするという意味でそこに小売の字が入ってしまったわけでございます。

○板川委員 まあこれは特別議論することじゃないのですが、大がつき、小がつき、また小がつくというので、法案の名称がどうもなじみにくい感じがいたしますから、お聞きしました。

そこで今度は第一条の「目的」の根本理念というものについて伺いたいと思います。

その前に、百貨店法の改正案といわれておるのですが、この百貨店法の目的というものをどういふふうか理解しているか、これは事務局でいいですか伺いたい。

○山下(英)政府委員 現行の百貨店法も、基本的な趣旨は、百貨店の営業面積の拡張に伴って中小小売業の事業機会が失われることのないように調整しようという趣旨と解釈しております。

○板川委員 そうですね。百貨店法を見ますと、第一条で「この法律は、百貨店業の事業活動を調整することにより、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とする」、こういうふうな書かれておいて、大規模な百貨店の事業活動を調整して、小売業の事業活動の機会を確保するという趣旨から百貨店法が生まれて運用されてきたことは御承知のとおりであります。

この法律案の第一条の「目的」を見ますと、「この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とする」というふうな趣旨が述べられておりますが、「消費者の利益の保護に配慮しつつ」というこのことばがなければ、ほぼ百貨店法の趣旨と同じ、こういうふうな考えてよろしいでしょうか。本法の根本理念というのが、「消費者の利益の保護に配慮しつつ」という新しいことばを除けば、「大規模小売

店舗」というのを百貨店に読みかえると、百貨店法のほぼ延長、百貨店法と同じ趣旨を持つておる、こういうふうな理解してよろしいかどうか。

○山下(英)政府委員 おっしゃるとおりでございます。大規模小売店舗という名前、百貨店と、俗にいうスーパー等々が入ったこと、これが大きな一つの要素でありますので、消費者の利益ということも明文化したこと、これが違ひでございますが、中小小売業との事業調整がやはり根本であると思えます。

○板川委員 従来は百貨店という企業主体を規制する法律だった。今度は店舗を中心に百貨店も大型スーパーも同一に規制をする、届け出制から事前審査制に戻るが、しかし根本的には百貨店法の精神もこの中に盛り込まれておる、こういうふうな理解をいたしたいと思います。

そこで今度新しく入りました「消費者の利益の保護に配慮しつつ」ということばがありますが、この考え方、理念というのが本法の中でどのように位置づけられるのだろうか、これを伺いたいのであります。産構審の答申を見ますと、産業構造審議会流通部会の中間答申としては、「新しい経営技術導入による消費者物価問題に対する貢献、豊富な品ぞろえによる消費者の多様化した欲求の充足等大規模小売店による流通近代化の効果を十分生かすこと、大規模小売店進出に対する中小小売商の円滑な対応を可能にするため、届出制によりその進出を事前に周知させることを中心に行なわれるべきである」とし、また、「届出制に移行する場合でも、大型小売商の大規模小売店の新増設が特定の地域で集中的かつ大規模に行なわれ、周辺中小小売商がこれへの対応体制を整えることがきわめて困難な場合等には、このような大規模店新増設について勧告、措置命令等を発動しうる余地を残しておく必要がある」というふうなことであります。これはとにかく届け出制にしてある程度自由になさすというところになるが、規制措置のほうは「勧告、措置命令等を発動しうる余地を残しておく必要がある」という意味で、

非常に消極的な思想をこの答申は盛つておるわけでありませぬ。こういう産構審の答申の思想と今度事前届け出、事前審査制というものを採用した本法と若干の食い違いがあると思えますが、この消費者保護の配慮という理念と本法との関係について説明を願いたいと思えます。

○山下(英)政府委員 原案のほうから先に御説明しますと、一条に明文を入れました、そこで目的をはっきりさせましたほかに、十一条前段におきまして、この法律で最も肝心な点と思われまます届け出がなされた際に、政府がこれを審査する、そのときに、ほかの要素に加えて、その周辺消費者にとつてどれだけその大型店舗の進出が利益になるかどうかを判断すべきである、配慮すべきであるということも明文で規定しておるわけでございます。これは一条も十一条も現行百貨店法と違つた点でございます。ただいま先生が審議会答申をつぶさに御披露くださいました、率直に申しまして、審議会における議論においては、現在の百貨店法で欠けておる点、つまりスーパーの問題を別にしまして、消費者利益というものをと小売業行政で重視すべきでないか、特に物価関係でございますが、そういう御意見が比較的主導的であり、かつ答申の中にもニュアンスとしてはそういうものが強調されておったと思えます。私どもはもちろんな答申にできるだけ忠実に原案をつくらせておりましたが、正直に申し上げまして、原案をつくる過程におきましても、第一次原案から何度も調整、修正をして、ただいま提出しているような原案になつたわけでございます。答申にはできるだけ忠実のつもりではございますが、特にその審査の条項等におきましては、消費者の利益もさることながら、その周辺の小売業の調整も十分従来の百貨店法の精神を引き継いでいこうという点が少し強くなつておると思えます。

○板川委員 そうですね。産構審のニュアンスよりも、本法の運用にあつたのは、この旧百貨店法、廃止される百貨店法の精神のほうに重きを置いて

そして事前審査制というのをきびしく運営して小売業の事業活動等を適正に確保できるようにする。ただし、それをやるのであるが、消費者の利益というものも念頭に置きますということで、重点は、この小売業の事業活動等を適正に確保するという第一の後段のほうにあるということに私は理解をいたします。

いま局長、十一号の問題で触れられましたから、ついでに十一号にいきますが、十一号を見てください。消費者に対する配慮等」という第十一号の規定は、どうも私は、いまの精神からいうとこの意味がよく理解できない。これは十一号で「消費者に対する配慮等」というならば、たとえば「通産省産業大臣は、第七号第一項、第八号第一項又は前条第一項に規定する措置の運用に当たっては、消費者の利益の保護について配慮」せい、こういうことで、十一号は配慮のしかたを具体的にここに規定すればいいんじゃないだろうか。それを「あわせて」云々ということになりますから、この十一号の規定というものがどうもちがはな感じがいたします。これは「消費者に対する配慮等」というならば、消費者の利益保護について配慮するということまでよろしいんじゃないだろうか。あとは「あわせて、大規模小売店舗における中小小売業の近代化」云々というのは、別の法律でも読むことができますし、七号の規定でもそういう趣旨を守ろうとしているわけですから、必要はないんじゃないだろうかと思うのですが、この点はどう考えますか。

〔委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席〕  
○山下(英)政府委員 おっしゃる点は私も実は同感でございます。ただ、多少便宜主義もありまして、つまり配慮事項が大きなもので二つある。一つは消費者の利益保護であり、一つは、寄り合い百貨店等、真に中小小売業の近代化政策というものも忘れてはならないという、この二つの配慮事項を一つの条文で並べたという便宜的な弊害はあると思います。

○板川委員 実際これはちよつとおかしい文章に

私は感ずるんです。

ついでに伺いますが、「消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、大規模小売店舗における中小小売業の近代化その他の小売業の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならぬ。」とあります。消費者利益の保護については配慮せよと主張し、小売業近代化その他については配慮しなければならぬとありますが、この「配慮」と「配慮」というのは、法律上どういう区分があるんですか。これは法制局から聞きたいんですが、法制局来ておりますか。

○別府政府委員 お答え申し上げます。  
本条第十一号は、この法律案のほかの規定、実質的な内容をなしております。第二条から第十号まで、あるいは第十二号から第十四号までのように権利を制限したり義務を課したりするというような規定とは異なりまして、先ほど板川委員の御指摘のように、通産大臣が勧告または命令を行なうにあつての心がまえを示している、いわゆる訓示規定と称しているものでございますので、当方で法律案を審査いたします際にも、用語の使い分けにつきまして、いまの権利を制限するような規定ほど、ことばの意味の差異と申しますか、神経質にならなかつた点があるということを一応お断りいたしました上で御説明申し上げたいと思ひます。

さて、「配慮」と「配慮」につきましては、いろいろ字引きなどを引きましても、そのことば自体に非常に大きな意味の差があるというようなことはないうでありますけれども、この法律案全体の構成、あるいは第十一号について板川委員ただいま御指摘ございましたように、前段と後段に若干の質の差があるというような点から見ますと、次のような御説明ができるんじゃないかならうかと思ひます。

まず、第十一号の前段は、第一条の目的に「消費者の利益の保護に配慮し」と書いてございますので、その字句をそのまま用いることによりまして、今度の法律で、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整をする際に消費者の利益が阻

害されることがあつてはならないという、いわば時代の要請をはつきりさせ、鮮明にするというような趣旨でその字句をそのまま使うということとをせざるを得なかつたのであります。

次に、第十一号の後段、いまの「配慮」とございまして、この法律案がいわゆる建物主義というような構成をとりました結果、事業活動を調整する必要があると云ふような中小小売業者をも、形式上は、形の上では調整の対象に含んでしまふようになるということを考えまして、この法律の運用にあつて、大規模小売店舗内の中小小売商まで調整の対象とするものではないかという点を明らかにするために、特に勧告または命令の運用の心がまえを明記するという趣旨で書いたわけでございまして、これは、先ほど山下企業局長が申したとおりでございます。このことは、これも御指摘ございましたように、第七号ないし第八号には勧告なり命令の要件のところ、一応解釈上当然ということも言えないことはいわけてございまして、これをさらに明確にするためというところでございまして、前段と異つた用語を用いるほうが、いわばそのニュアンスの差というものが明確に出るかと思ひまして、前段と異つた「あわせて」、「配慮」という表現を使つたわけでございまして、その点御了承いただきたく思います。

○板川委員 私は、後段の「あわせて、」以下は、実は蛇足だらう、こういう感じがするのですが、この「配慮」というのを私もいろいろ字引きを引いてみましたら、配慮とは心を配る、心づかいとありまして、配はまあわかりませんが、慮はおもんばかり、よくよく考える、あるいは思いめぐらすこういうふうにおもんばかりという意味がいわれられております。この「配慮」というのは、ではどういふのかという、心を配るといふ。やはり同じです。そして配慮とは心を配る、そして配慮と書いてあります。結局、配慮も配慮も同じで、じゃや意とは何ぞや、こう字引きを引いてみますと

意とは心、心ばせ、こんなことがあります。結局、配慮と配慮というの、言葉として変わらない。変わらぬのをこの法律の一つの条文の中で書きますと、何か特別な意義が、異なる意義があるように感じます。これはおかしんじゃないかと思ひます。どうもいまの説明では、大体、後段の「あわせて、」以下がおかしいんじゃないか、この「配慮」もおかしいんじゃないか、あまり使つてないことばでおかしいんじゃないかと思ひます。もう一べんひとつ説明してください。

○別府政府委員 お答え申し上げます。  
ただいま板川委員御指摘のとおりでございます。字引きを引きますと、配慮も配慮も、具体的ないわば言いかえでございますけれども、心を配ること、心づかい、心配というふうなことでございまして、おっしゃるとおりにその差はございせん。ただ、先ほど申し上げたことの繰り返しにややなると思ひますけれども、前段のほうにつきましては、目的にそういう趣旨が書いてあるだけで、規定の内容としては、大体そういう規定が書いてないというところもございまして、目的と同じことばを使う必要があるらうというところで、配慮とことばを用いたわけでございまして、

なお、後段につきましては、先ほど来御指摘ありますように、七号、八号等では中小企業者に対する配慮、簡単に配慮と申し上げますが、配慮は十分読み取れるということもいえますが、なお蛇足というふうな御指摘もございましたので、この十一号で通産大臣の運用にあつての心がまえを書く以上は、なお一そう鮮明にすることが必要じゃないかならうかという意味で、あわせて配慮する。その際と同じ配慮ということばを使うよりも、いわば前のほうに書いてあることをさらに明確にするという意味では、違うことばを使つたほうがその趣旨が出るのではないかならうかというつもりで書いたわけでございまして。

○板川委員 蛇足ですからちよつとじやまになる

が、まあそれはそれでいいいたしました。

今度は通産省に伺います。この法律は、従来の企業規制というものから建物規制に変わった、たとえば寄り合い百貨店、寄り合いスーパー、こういったものも、一定の面積を占めればもちろんこの規制の対象になる、こういうことになりませんが、ちょっと私、これで一体これはどうなるのかといま考えついたので、じゃ、商店街がずつと寄り合い的に一定の面積の店舗を連続して行なつた場合には、この法律の規制対象にはなりませんか。

○橋本政府委員 先生御指摘のケースが本法に規定する一つの建物と解釈できるかどうかということにかかってくるかと思ひます。一つの建物と解釈される場合には、基準面積をこえる場合には当然本法の適用対象になつてくるわけでございます。

○板川委員 普通はならないかもしれませんが、寄り合いスーパー、寄り合い百貨店というのは、もちろん基準面積をこえる場合規制対象になる。したがつて、商店街組合というもので連続した店舗を持つた場合に対象には当面はならない、こういうふうには理解していいですね。

○橋本政府委員 お話のように一応本法の対象になるわけでございますが、ただ十一條後段の趣旨等から、事実上の問題としては運用上大体フリーパスすることになるだろうと考えております。

○板川委員 さつきの第一條からの議論にちよつと戻りますが、この第一條の目的が百貨店法から引き継がれた、中小小売商業の事業活動の機会を適正に確保する、こういう考え方に重点を置くならば、たとへば中小小売商業者が集合して寄り合い百貨店、寄り合いスーパー、こういうものを経営する場合と、大資本百貨店あるいは大商社を背景に持つスーパー、こういうものの進出に対して同一な扱いをすべきじゃない。これこそ配慮なり配意なりが十分加えられていいんじゃないだろう

か。要するに、中小企業者が集まつてスーパーなりあるいは百貨店なり寄り合いで行なうという場合と、大資本が進出する場合とは、扱い上差がある、いいんじゃないだろうか、運用上ですね、こう思ひますが、この考え方はいかがですか。

○橋本政府委員 御指摘のとおり、運用上差等があつてしかるべきかと考えます。

○板川委員 わかりました。

第七條関係で伺いますが、この七條の一項、これは第一條の目的の消費者保護の明文を除いた第一條の目的を具体的に扱おうとしたのがこの七條の精神ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○橋本政府委員 御指摘のとおり、第一條の目的を生かしての調整手段の規定でございます。

○板川委員 第一條の消費者保護の規定を除く目的を具体的にあらわしたのが七條の精神だ、こう思ひます。

ここで伺いますが、第七條に、「通産大臣は、第五條第一項又は前條第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗の審査会の意見をきいて、その届出を受理した日から三月以内に限り、その届出を受理した者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを勧告することができる。」とありまして、その中で、通産大臣は「その周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、」とありますが、この審査する機関、これはどこでやりますか。

○橋本政府委員 通産大臣が行なうわけでござい

ます。

〔稲村(佐)委員長代理退席、羽田野委員長代理着席〕

○板川委員 もちろん通産大臣が行なうとあるのですが、通産省で審査することになりませんか。この条文では、通産省で審査をして、おそれがないということになれば、そのまま六カ月後には店舗のオープンによるし、こういうふうには解釈をいたしません。これは事前審査の第一の関門ですね。おそれがないということになれば、そのまま通つて認められるわけでありまして、通産大臣の審査というのとは今後の運用で実質はなかなか重要なポイントになると思ひます。通産大臣の胸先三寸で簡単におそれなしとしてオーケーしてしまうようなことにはなる可能性がありますが、審査にあつたつての通産大臣の心がまえというのはどうでありますか。

○中曾根国務大臣 立法の趣旨、三つないし四つの法の目的をあげましたが、その法の目的が実現するかどうかということをよく周囲を見渡し、また届け出の内容、本質等をよく精査いたしました。その調和をとれるかどうかを確信を持ってやれるという場合にこれをパスさせる。そういうことであらうと思ひます。

○板川委員 これは法律を運用する上で実質は一番重要なポイントだと私は思ひますから、十分慎重に審査をされることを要望しておきます。

七條一項の後段に、その審査をして、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審査会の意見を聞いて、届け出したものに対して開店日の繰り下げ、店舗面積を減少すべきことを勧告することができる、こういうふうには書いてあります。これはおそれがあると認めるときでありまして、これはここで聞いたかどうかわかりませんが、繰り下げあるいは店舗面積の減少という勧告ができるのであります。被害の影響の程度によつては、無期限まで開店を延期させることも可能か店舗面積の減少というのはゼロまであり得る、こういうふうには説明があつたようでありまして、確認してよろしいかどうか伺ひたい。

○橋本政府委員 第七條の勧告は、大規模小売店舗における小売事業の活動によりまして、周辺の中小企業が相当程度の影響を受けるおそれがある。そういった場合に、そのおそれを受ける必要のない範囲内において勧告を行なうことになつておるわけでございますが、そういった勧告の性格を前提といたしまして、必要とある場合には、店舗面積につきましては、店舗面積の合計が基準面積と同じになるまで削減も可能であるかと考えております。したがつて、きょうの場合には、個々の企業にとつては全面的に削減ということも可能性としては出てくるかと思ひます。同様な趣旨におきまして、開店日の繰り延べにつきましても、情勢によりましては、その影響の度合いによりましては無期限ということもあり得るかと思ひますが、要は周辺の中小小売商業者に及ぼす相当程度の影響、あるいはそれを排除するために必要な限度ということでも本条を運用していくことになるかと思ひます。

○板川委員 わかりました。

七條二項について伺ひます。七條二項で「その地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び通産省令で定めるところにより申出をした者の意見をきかなければならない。」こうありますが、「その地区内」というのはどういうふうには解釈いたしますか。

○橋本政府委員 大規模小売店舗の進出の影響のあるものは、非常に広範な地域に及ぶ場合もございますが、第一義的に申しますと、主としてその影響の出る地域はやはりその周辺にあるかと思ひます。先刻御承知のとおり、商工会議所あるいは商工会というのは一定の市町村を区域として設立されておるわけでございまして、そういった意味合いから、法文上は関係の商工会議所あるいは商工会といったような表現をとつておりますが、實際上、運用上必要な場合には地区外の商工会議所等の意見も聞く必要もあるかと考えております。

○板川委員 それからこの法文では、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所

又は商工会の意見を聞かなければならないというふうになつておるわけですが、これは大規模小売店舗審議会がその意見を聞くということになつておりますが、大規模小売店舗所在地がその地区内にある商工会議所という意味は、その行政区のとうふううに理解してよろしいのでしょうか。商工会議所というのは行政単位にありまして、商工会もそうですから、そういうふううに理解していいのでしょうか。

○橋本政府委員 商工会議所等につきましては、地域を限つて設置されるわけでございますが、言いかえますと、商工会議所の地域ということでございます。

○板川委員 商工会議所は行政単位にあるいは商工会も行政単位に行なわれておりますから、行政区単位というふううに理解してよろしいと思ひますが、これは従来百貨店審議会の中にありました商調協といわれておりますが、これは今後商工会議所または商工会の中に置かれるというふううに考へてよろしいのですか。

○橋本政府委員 存続させる方向で考へております。

○板川委員 百貨店法の運用の歴史を見てますと、百貨店は、先ほど言ひましたように、小売商業の適正な事業活動の機会を確保するというたてまへで運用されてきた。その運用の従来の基準といふのは、百貨店がつくられるその地域の商工会議所にある商調協といわれていた機関の意見を聞いて、そして商工会議所が通産省に答申をしておる、こういう経緯をたどつてきたと思ひます。百貨店法当初は、百貨店がつくられる周辺の商工会議所の意見を聞いた。昭和三十年代においては、百貨店ができません、その周辺の小売商業が重大な被害を受けたからという方式をとつてまいりました。しかし、四十年代になりまして、商工会議所の中に設けられた商調協の意見を受け入れただけでは百貨店法の運用が十分でないという事態になつてきた。実は百貨店ができることを周辺の小売商業は大賛成になつてしまつた。初めは反対

しておつたのですが、実は百貨店ができる、そのおかげで、あるいはその周辺がいわば商店街的になつて、そのおかげで利益を受ける。だから商調協は、百貨店ができることに反対する理由はほとんどなくなつてきた、こういうふううにわれわれは実態を見ておるわけでありまして、ですから、もつこの小売商業者の適正な事業活動を確保するといふたてまへをとるならば、この大規模小売店舗の周辺の商工会議所等の意見は聞く必要がある。そうじゃないと、本法の目的が実は達成されない形式の運用になる可能性があります。この点をどういふふううに補つてカバーしていくか、運用上の心がまえを伺ひたい。

○橋本政府委員 必要がある場合には、事実上周辺の商工会議所の意見が反映されるように、あるいは周辺地区における中小小売商業者の意見が反映されるように処理してまいりたいと思ひます。

○板川委員 それほどでございませぬが、運用上の問題として処理したいと思ひます。

○板川委員 そこで七条の二項をもう一べん開きたいのですが、読んでみます。「大規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見をきかれた場合において、その意見を定めようとするときは、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び通産省令で定めるところにより申出をした者」——修正案が出ていることは、ここに消費者及び小売業者その他の者の意見を聞かなければならない、こういうふううになるのであります。この条文でいいますと、その意見を定めようとするときは、地区内にある消費者、小売業者あるいは省令で定めるところにより申出をした者の意見といふことになつて、その地区内にあるといふことがかぶさつてくるような感じがいたしますが、これは通産省令で定めるところにより申出をした者と、こういうところ幅を広げることができるのですか。この法律上読めるのか読めないのかということをお伺ひし

ます。

○橋本政府委員 ただいまお読みになりました「地区内」といふことは、「商工会議所又は商工会」までにかかりまして、「省令で定めるところにより申出をした者の意見」といふ「申出をした者」といふところにはかかりません。

○板川委員 そうしますと、「通産省令で定めるところにより」といふ省令で定める場合に、いま言つた趣旨をこの中に織り込まれるものと理解してよろしいかどうか。

○橋本政府委員 さようございまして、特に資格を限定せず、小売業者、消費者あるいは学識経験者等申し出のあつた方の意見をお聞きすることにしたしたいと思います。

○板川委員 わかりました。

それから、実は本法に直接関係ございませぬが、商工会という文句が出てきましたから通産大臣に一つ伺ひたいことがあります。

商工会法については、昭和三十五年に私も商工会の組織等に関する法律の立法に参加したのでありますが、このときには実はこの商工委員会が一番議論になりましたのは、商工会をつくつて、結局これは自民党の末端の選挙運動に利用するのじゃないか、こういうことが一番論争点になつたわけですが、当時政府側は、絶対にそういう特定の政党のために商工会というのを利用しない、こういう言明を当時の大臣も再三されておりました、そしてそのために商工会法第六條に「商工会は、営利を目的としてはならない。」「二項として「商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行なつてはならない。」「三項で「商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない。」「このように実はこの六條の三項を追加することによつてこの法案が成立したのであります。ところが、その後の運営の実態を見てまいりますと、まさに私も心配して危惧しておつたように、選挙の際には商工会が政治団体化する運用が行なわれている。これは全部とは言ひませぬ。そういう法律違反の運用が行な

われていることに対して、一体通産省としては、商工会というものに厳正にこの法律を守らせるためにいかなる指導をされてきたか、この点について伺つておきたいのであります。

○中曾根国務大臣 商工会は、現在でも、また創立の当初以来も、政治的には厳正中立を守つてい

るだろうと思ひます。商工会の中における個人が自分の信条に従つて政治的な支持を行なうといふことはあり得ましようし、また、そのメンバーがそういう政治的団体を結成して応援するといふことは個々的にはあり得るかもしれませんが、商工会として特定の政治団体を特に応援するとか政治行為をするといふことはないと思つております。

○板川委員 法律上はそう規定してありますから、商工会の加盟メンバーが個人的にどの政党を支持するか、これは自由なんです。それは私もよくよくかか言ひませぬ。しかし、商工会の組織を通じて特定の政党の候補者を推し、その選挙活動をするといふことは法律違反であり、間違いだと思ひますが、実はそういう事例があらゆる選挙の際に行なわれておるのであります。たとえば、埼玉県で知事選がありました。その際に、商工会の組織を通じて、上からの命令をもつて、この商工会は何台用意しろ、この商工会は何台用意しろ、こういう指示で、商工会あてに何百台という示威運動をするための自動車を集めさせた例があります。ですから、これは適当な機会にぜひ商工会に通達を出して、厳正に法律を守れという指導をしていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○中曾根国務大臣 承知いたしました。

○板川委員 次に、公取に伺ひます。

しばしばこでも議論になつてまいりました、昭和二十九年告示第七号で行なわれました百貨店に対する公取の特殊指定の内容について、とりあえず説明していただきます。

○吉田(文)政府委員 特殊指定の内容でございませぬが、簡単に申し上げますと、まず第一は、納入業者に対する不当な返品、第二は、商品納入後の不当な値引き、第三は、納入業者に著しく不利益

となる委託販売取引、第四は、特売等に供する商品著しく低い価格で納入させること、第五は、商品の不当な納入拒否、六は、手伝い店員の不当な使用、七としては、上記の要求、つまり手伝い店員の不当使用の要求を拒否したことを理由とする納入業者に対する不利な取り扱い、第八は、景品つき販売の原則禁止、以上でございます。

○板川委員 昭和二十九年告示第七号で「百貨店業者が、左の各号の一に該当する場合を除き」という書き出しから、一号から八号にわたって言われた不正取引の特殊指定が行なわれているわけであり、これに対するいままでの運用状況について説明していただきたい。

○吉田(文)政府委員 いまこの全部についての運用状況は手元にそろっておりませんが、八つの特殊指定の内容のうちで一番重要なものは、第一番目の不当返品、それから第八番目の景品つき販売の原則禁止であるというふうに考えております。この運用状況につきましては、先ごろの当委員会でも申し上げたとおりでございます。これは過去三回にわたって改善計画書を出させ、嚴重な指導をいたしておりますけれども、まだ必ずしも改善されておられません。今後は、より一そう強力な行政指導によって、不当な返品あるいは不当な派遣店員、こういうものは廃止の方向に持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○板川委員 この百貨店における特殊指定の問題ですが、派遣店員の問題がこどもしばしば論議をされました。この派遣店員について特殊指定の六号で「百貨店業者が、自己の販売業務のために、納入業者による従業員等を派遣させて使用し、または自己が直接雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。ただし、納入業者の納入に係る商品について、通常百貨店業者の従業員のもつていない販売に関する特殊な技術または能力を有する従業員等を派遣させてその商品の販売業務に従事させることが、当該納入業者の直接の利益となる場合を含まないものとする」というように規定をされております。わかりやすく言えば、

特殊な品物で、その販売について特殊な技術、技能を必要とする場合に、納入業者は納入した物を販売してもらえば利益になるわけですから、お互いの利益となる場合は派遣店員はよろしい、こういうように限定して派遣店員が認められております。ところがこの間、参考人に聞きまして、この派遣店員についてはまことに申しわけないというか、みずからの非を認めておられますが、この特殊な技能、特殊な能力を必要とするという場合以外の派遣店員というものに対して、従来公取はどういう指導を行なってきたか、伺いたい。

○吉田(文)政府委員 特殊指定には先生おっしゃいましたように書いてございまして、特殊な技能あるいは技術あるいは能力を持つてゐる者、それから派遣店員を出させることが当該納入業者の直接の利益となる場合は除かれております。これ以外のものにつきましては、別にこの条項に該当しませんので違反とはなりませんから特別の指導はいたしてございせんが、ただ、特殊の技術あるいは能力という点の解釈の問題で、この場合は、通常百貨店の売り場店員を持つていない販売に関する技術、能力であつて、その習熟に一年以上の期間を要するものというような解釈を従来とつてきてゐるわけでございます。これからは、このいわゆる特殊な技術、能力に該当するものではないということで指導してきてい

○板川委員 従来は、さつき言ったことがちよつと私はひつかかるのですが、通常百貨店業者の従業員のもつていない販売に関する特殊な技術または能力を有する従業員等を派遣させてその商品の販売業務に従事させることが、当該納入業者の直接の利益となる場合を含まない、だから、その百貨店従業員を持つていない特殊な技術または能力というのは、少なくとも一年以上たたくちよつとわかないようなものというものを運用の基準としておるようでありまして、一体この一年以上というのは初めて聞いたのですけれども、一年以上という基準はどういうことでできたのですか。

特殊な技術または能力ということを一年以上というのはあまりにも基準が低過ぎるのじやないですか。

○吉田(文)政府委員 私がいま申し上げました一年以上というのは、昭和四十五年十一月十七日の「手伝い店員問題について」という通達の中にうたつてございます。繰り返しますと、「通常百貨店の売場店員のもつていない販売に関する技術能力であつて、その習熟に一年以上の期間を要するもの」というのを一応の基準にしておるのであります。

○板川委員 この百貨店の派遣店員というのが非常な数字に、まあ二割ということにこの間報告もありましたが、いずれにしても、この点は今後厳正に扱ってもらいたいと思つて、時間とになりましたから、最後に伺います。

この法律は読みづらいのですが、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律が今度成立した場合に、この告示七号はどうされますか。改正をする意思がありますか。それともこのまま読みかえていくのですか。

○吉田(文)政府委員 従来の百貨店につきましては、特殊指定を現在のところ改正する必要はないと思つております。ただ、量販店につきましても、これは大規模小売店舗法が提案された背景となつた小売業の構造変化等の事情を踏まえまして、量販店についてどうするか、目下検討中でございます。少なくとも、大型の量販店につきましては、仕入れ面を中心に何らかの規制が必要であるというふうに考えております。ただ、それをどういう形でこの特殊指定に織り込むかということは今現在検討中でございます。

○板川委員 この間、参考人の意見を聞いたとき、まあ大型スーパーは、派遣店員等については、百貨店と違って、あまりないようですね。あるいはその他返品とか不当値引きとかいろいろな点も、百貨店よりも歴史が浅いだけではないようでありまして、今度この法律ができて同一に扱われる

ことになりまして、百貨店だけはこの規制を受ける、大型スーパーは受けないということになります。そこで将来差別がつく可能性が、あります。ですからその点は、この告示七号の精神をもとにひとつしかるべく検討していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○羽田野委員長代理 中曾根通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 去る七月四日の商工委員会の冒頭に、その前日の中村先生の御質問にお答えする発言を行ないましたが、十分意を尽くしていない点がありましたので、本日あらためてお答えを申し上げます。

本法案が建物主義をとり、寄り合い百貨店等をも対象としたのは、再度大型スーパーが疑似百貨店方式で事実上脱法することを排除するためのものであります。したがつて、大企業のダミーについては、寄り合い百貨店等の形態をとる場合も、立法の趣旨からして当然勧告、命令の対象となります。

しかし、純粹の中小小売業者に対しては、本法案の立法趣旨にかんがみ、原則として調整の対象としないよう運用すべきものと考えます。なお、本法案の運用にあつては、万一にも中小小売業者の寄り合い百貨店が大企業のダミーとならないよう、厳正な審査を行なう決意であります。また、万一大企業のダミーが純粹の中小企業と偽つて高度化資金の融資を受けていることが判明した場合は、中小企業振興事業法第二十二條の規定に基づく業務方法書等の定めるところにより、繰り上げ償還をさせることももちろんであります。

○羽田野委員長代理 中村重光君。

○中村(重)委員 大臣の、私の質問に対する統一見解に基づいて質問を進めてまいりたいと思つていますが、与党のこのような出席の状態で審議を進めるわけにはまいらない。五名の理事の中で一名はやむを得ない事情で退席をされたようでありま

すけれども、ほかはわからないのです。委員長は常任委員長会議に行っているようであり、またやらむを得ないといたし、このような出席状態で野党に協力するということ自体、あまりにも与党の誠意がなさ過ぎると私は思う。きょうの理事会でも、この法案の採決が行なわれたあとに、中小企業基本法の改正について審議してほしいということであった。私もそれに協力することを示したわけだが、これでは話にならない。委員長の努力をしてみたい。よろしいですか。

○羽田野委員長代理 承知しました。

○中村(重)委員 いま大臣の統一見解がなされたわけですが、この十一條の後段の規定というものが前回の委員会におきましては入っておりましたが、これは削除されているわけであり、その点私は了といたしますが、板川委員の質問に對しまして企業局長のお答えがございました。十一條の後段については、いわゆる便宜主義的な点があると思う。その一つは、消費者の利益ということとを考へるのだ、中小小売業の近代化その他、小売業の近代化活動の問題云々は、寄り合い百貨店等のことを配慮してという意味のお答えが実はあつた。そうなつてまいりますと、十一條の後段というものはやはり寄り合い百貨店というものが中心になつておるような印象を企業局長の答弁からは私は受けたわけであり、そうではなくて、企業局長、十一條の後段は、むしろショッピングセンター、こうした場合に、この十一條の後段というものが多く適用されるという形になつていくのではないかと。寄り合い百貨店の場合は高度化資金を使つて、そして共同店舗を設置する、組合が共同店舗をつくる、その中に組合員が入る、その組合員には、やはり近代化融資等をやらなければならぬ、という場合が出てくると私は考へるわけですが、十一條の後段は寄り合い百貨店というものが中心ではなくて、デベロッパであるとか、

そういつたいいわゆるショッピングセンターというものが、むしろこの十一條後段を適用して、中に入る中小企業の近代化をはかつていくということに重点が置かれていくのではないかと、そのように思うわけですが。したがって、せつかく、明快ではないといつて大臣の前回の統一見解を削除されたわけであり、先ほどの企業局長の答弁では、これと私は完全矛盾とは申しませんが、矛盾に近いものがあるというように印象を受けておりました。その点をひとつ明確にしておいていただきたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 おつしやるとおりでございます。先ほどの私の板川先生への答弁におきまして、十一條後段に関する部面、寄り合い百貨店というのを引用いたしましたことが誤解を招くおそれがありますので、その点を訂正させていただきます。

十一條後段は、正確に申し上げれば、大規模小売店舗となる建物に入居いたします中小小売商に對しての特例を定めて配慮事項を明記したものであります。

○中村(重)委員 それで了承いたします。法制局はお見えますか。いま質疑をいたしてあります。この大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案の中に、いまお聞きのこと、寄り合い百貨店が実は対象になるわけですね。寄り合い百貨店というのは、中小企業振興事業団法に基づくとこの資金が実は融資の対象となるということになるわけですね。ところが、この寄り合い百貨店がグミミ化したような場合、繰り上げ債還という形がなされるということになつてまいりますが、この法案の中には、中小企業振興事業団法と本法案との関係というのが明らかになつていないわけですね。私は、寄り合い百貨店が本法の対象となるということになつてまいりますと、そしてそれに基づいていろいろと調整行為が行なわれてくるということになりますれば、やはり中小企業振興事業団法の関係はこの法文中に明記しておかなければいけないのではないかと感じ

がいたしますが、その点、法制局の見解はいかがでございますでしょうか。

○別府政府委員 お答え申し上げます。ただいま中村委員から御指摘ございましたように、中小企業振興事業団法では、法律的には明確にはなつておりませんが、一応根拠をいたしましては、先日來の御審議でお話が出ておりましたように、振興事業団の業務方法書によりまして、ただいま御指摘のございましたような、たとえば寄り合い百貨店、寄り合い百貨店の中に入つておられます小売商が大企業のグミミ化した場合に、それに対して、たとえば融資の繰り上げ債還をさせるといふようなことは可能だといふふうに考へております。ただ、振興事業団法と今度の法律とをいま中村委員御指摘のように、いわばつなげると申しますか調整をするといふようなことをすることとが適当かどうかという点につきまして、われわれの判断を申し上げますと、振興事業団法は融資を中心とした助成法でございますので、その助成の対象につきまして、いわば非常にこまかく選別をする、あるいは途中から変化をしたときに最初の融資の条件あるいは融資の契約に反するようなものにつきまして、いわば懲罰的に繰り上げ債還といふようなことを考へることも可能だと思ひますが、今回のこの法律では、ある建物、大規模小売店舗と考へられるような建物の中に入つてくる小売商についての判断ということでございますので、入つてくる際の判断ということがまず第一に働くだらう、しかも、入つてくる際の小売商の実際の判断につきましては、七條、八條の規定について、先ほど関連して御答弁申し上げましたように、その際に周辺小売商への影響があるかないかの判断を十分いたしますので、その際に実質的にその資本系統等の審査をすることも考へられるかと思ひますが、入つて営業をやつておられますものを資本がどうか融資がどうかといふようなことをあとからさかのぼりまして調整をすることは必ずしも適當ではあるまいということ、このような形にいたしましたために、振

興事業団法のようないざわば助成法的なもの、今度の法律のようないざわば規制法、事業者間の事業活動の調整をある視点から規制をするといふような法律との間に差が出てくることもやむを得ないかと存じておるわけであり、

○中村(重)委員 一応了承することにいたしますが、企業局長、本法案と中小企業振興事業団法と関係があることだけはお認めになりますか。

○山下(英)政府委員 認めます。

○中村(重)委員 お認めになるならば、私どもにお配りになります法律案の参照条文の中に、百貨店法、中小小売商業振興法、小売商業調整特別措置法、割賦販売法、登録免許税法、通商産業省設置法、地方自治法、こうあります。中小企業振興事業団法をこれの中に入れてはならないのはどういふ事情でございましょうか。

○山下(英)政府委員 先ほど来御討議いたしておりますように、中小企業振興事業団の場合には、その事業を通じて私どもとしては間接的に関係がある、こう判断いたしましたわけでございます。

〔羽田野委員長代理退席、委員長着席〕

いま読み上げられました関連法律は、きわめて本法と直接的なものをあげた次第でございます。

○中村(重)委員 そのような答弁は私は事実と矛盾すると思ひます。私が読み上げたものが直接的に關係がある、中小企業振興事業団法は間接的であるといふことが言えますか。それじゃ一つこれを説明をしていただいて、中小企業振興事業団法との比較をしていただきましょうか。寄り合い百貨店が本法の対象になる、しかし大臣の統一見解の中で明らかにされたように、グミミ化するといつたような場合がこの調整の対象になつてくる、認めない、後日これが発見されたという場合、振興事業団法に基づいて繰り上げ債還をさせるわけですね。そういう事態が発生をいたしますと本法案に基づいて今度は届け出であるとか、あるいは勧告命令という調整行為が働くわけなんです。最も關係の深い法律が中小企業振興事業団法ということになるのではありませんか。これが

間接である、したがって必要がないのだ、私が読み上げたものは直接的なんだというように、いささか実態にそぐわない答弁であると私は理解をいたしますが、そうではないのですか。

○山下(英)政府委員 間接、直接はあるいは語弊があるかもしれませんが、実際にはきわめて重要な関係がありますが、私が申し上げましたのはきわめて形式的でございます、参照条文で法律を並べておりますのは一から七までありますが、そのうちの六法律は全部この提出原案でここに引用したり改正したりしてある直接的な関係でございます。それから一つの中小小売商業振興法は、今国会に同時に出しましたので直接条文に出てきませんけれども入れた、こういう形式的な関係でございます。

○中村(重)委員 私が指摘いたしますように、関係条文として中小企業振興事業団法をこれに入れたほうがよかつたと思つてゐるのですが、入れないほうがよかつたと思つてゐるのですか。

○山下(英)政府委員 先ほど来御討議いただきましたように、きわめて重要な関係がありますので入れたほうがよかつたと思つてゐます。

○中村(重)委員 入れるべきであるともう少しすなおに非は非としてお認めにならなければむしろこの審議を混乱させるのです。落ち度がないうことにはならない。入れてなかつたからといって、この法律案というものを私どもが審議をするに於いてこれを否定をするというふうな形のものではないわけでありませぬ。しかし、これほど関係を持ちます条文が参照条文として落とされてもいかかわらず、これが間接であるから入れなかつたという積極的な拒否理由をおあげになるから私はこれを指摘せざるを得ないわけですが、もう少し委員会の審議というものをなめらかに行ないますためには、すなおな態度で対応していただきたいという御注意申し上げておきたいと思つてゐます。

それから次にお尋ねいたしますが、お尋ねをいたします前に、大臣はきょうは十二時五十分ごろ

用があるという連絡を受けたわけですが、適当な時間に御退席になつてけつこうでございますが、しかし次に質疑をいたします、二問だけはお聞きいただきたいと思つてゐます。

○食堂は百貨店、大規模店——むしろこの食堂というのは百貨店が中心であろうと思つてゐるものであります、総売り上げの何%程度を占めてゐるんでしようか。

○橋本政府委員 ただいま持ち合わせておりませんので至急取り寄せて御答弁申し上げたいと思つてゐます。

○中村(重)委員 大臣、私が聞いていたいただきたいと申し上げておりますのは、食堂は百貨店の売り場面積の外になつてゐるということですが、そして外になつてゐますからその食堂をずいぶん広くとる、そしてあとでこの食堂をたとえば半分なら半分にする、ことだつてあり得るわけですね。そして三千平米なら三千平米の中にその食堂を半分にして入れるということがある。その場合はあらためてまた届け出等をなさなければならぬという、何と申しましようか、新増設の形式をとるわけですね。きわめて複雑なやり方です。同時に、この食堂というものは、百貨店の総売り上げの、私もここで資料を持つていないわけですが、相当な比率を占めてゐると私は思つてゐます。これは外であるというところに問題があるということが一点であります。

それからいままでは対象となつておりました階段、トイレ、これも今度三千平米の外になつたという事です。ところが独禁法では、依然として企業主義でやろうとしていらつしやるのです。いかか悪いかは別ですよ。本法案では建物主義になるのです。同じ百貨店、いわゆる大規模店の行政運営の中に、片や建物主義、片や企業主義ということになる。それから公取の場合、独禁法の場合には食堂は対象になつてゐるのです。本法案の場合には食堂は外である。こういうふうになるわけです。こんなに相矛盾したことがあつてもよろしいのかどうかということを私は問題視するわけ

す。

しかし、大規模店というのは通産省の、何と申しまししようか、大規模店の面積が三千平米、千五百平米、それ以上を調整をするという形になるわけでありませぬ。独禁法は特殊指定に基づいてそれに対するところのいろいろな取り締まりをやつていくということになつてくるわけですから同一でなくともよろしいというふうなことも成り立たないとはいへないかもしれません。しかし、あまり好ましいことではないというように私は思つてゐるわけでありませぬ。ましてや本法案を提案するにあつて公取と何らの相談がなされてないということも、やはり私は適当な措置ではなかつたのではないかと感じをいたします。今後の行政運営の関係もありませんので、大臣並びに公正取引委員会の委員長にそれぞれお答えをいただきたいと思つてゐます。

○中根(重)政府委員 公取とはよく相談をいたしましていろいろの法体系の間に矛盾がないように、また運用におきましてもお互いによく協調し合つて、そのおのおの法の目的を発揮できるようによく連絡をいたしたいと思つてゐます。

○高橋(俊)政府委員 目下御審議願つておる通産省関係の法律案の大型小売店に対する規制の目的と、私どもの扱つておる規制の目的と、この独禁法による百貨店に対する規制の目的と、〇〇%同じというわけにはいかないんじゃないかと思つてゐます。というものは、私のほうは、その経営を営む事業者がその唯一の地位を乱用するといふふうなことを中心に規制の対象としておられます。したがって非常に小さな普通の専門店、小売店が寄り合ひ百貨店を形成したという場合に、これが資本的なつながりが全くない、それ自体がどつちかといへば中小企業に属する、こういう場合にも、その店舗の配置という点では規制の対象としてけつこうでございます、そういう必要があると思つてゐますが、私どものほうからいいますと、その事業者という点からいへば、その点若干違ふ、面積の点

は多少の食い違いがあるかもしませんが、大体

の大筋としてはそう大きく隔つておりませんが、要するに事業者の規模が大きくて、これは一般の小売店とは違つて、納入業者に対する価格の面などから規制の対象にすべきであるというものが特殊指定の目的になつておられますから、少しはその間に差があるというものは中村委員もお認めになつておられるようでありませぬ、そういう趣旨でございますので、まああまり食い違つたことをやらないうちに注意をいたします。双方の連携を密にいたしまして、おのおの目的から遺憾なきを期したいと思つておられます。

○中村(重)委員 一〇〇%同じでなければならぬというように私も考えないのです。公正取引委員会は、公正競争という立場から特殊指定をやつて取り締まりをやつていかれるということになる。かといつて通産省も、消費者の利益、いわゆる中小企業の利益をそなわれないような両者が共存するといふ形の行政運営といふものがなされなければならぬ。これらのこと等から考えてみますと、たとえば食堂の問題で、片や売り場面積の中に入ると、片やこれが外であるということを決して好ましいものではない、少なくともその点だけでも同一でなければならぬという感じがいたします。今後十分検討されて、是正すべきものは是正をしていくという点を十分配慮してもらいたいということ強く要請をしておきたいと思つてゐます。

大臣、御退席になつてけつこうでございます。具体的問題で、二点お尋ねをいたしまして私の質疑を終わりますが、先ほど板川委員から特殊指定の問題に對していろいろの質問がなされたわけでありませぬ、伊勢丹が三年で手伝い店員を全廃するといつた新聞報道をしたわけですが、これを実施したのかどうか。それから伊勢丹が実施をするしないにかかわらず、その他の百貨店に對する公取の指導、手伝い店員に對する指導はどの進め方であるのか、これを完全になくする時期はいつなのかということをお伺いしたい。

○熊田政府委員 ただいまの百貨店の手伝い店員の問題でございますが、まず伊勢丹の問題でござ

います。伊勢丹からは、初め五年計画で手伝い店員をなくしていきたいという計画であったけれども、これを三年に縮めるつもりである、そういう線でいま納入業者と協議をしておる、こういう申し出がございました。

私どももいたしましては、ひとり伊勢丹に限りませんで、現在の百貨店に対しまして特殊指定、これから見まして、まだ現在の手伝い店員の状況はその規制が十分守られておらないという状況でございますので、今後すべての百貨店につきまして、六号の規定によりまして、能を要するものはやむを得ませんけれども、それを除いたものにつきまして、はできるだけすみやかに手伝い店員をなくしていくという方向で指導をしたいと思っております。

○中村(重)委員 百貨店に対する独禁法及び景表法の規制、これがまことに不十分だと私は考えているのですが、この規制の状況はどうなっているのですか。

○熊田政府委員 景表法の問題につきましては、百貨店の特殊指定の八号に景品の提供についての規制の規定がございます。これによりまして、百貨店は原則といたしまして商品の購入を条件としてはいかなる景品提供もできない、これが原則ということになっております。もちろん例外的に周辺の小売店やっておるものと全く同じもの、あるいは周辺で小売店が一斉に景品つき販売をやる場合には、それと実質的に同じ条件のもの、こういうようなものは例外として認められておりますけれども、あとは原則として景品つき販売を禁止をするということになっておるわけでございます。こういうことによりまして景品についての規制はなされております。

それから表示の問題でございますけれども、この表示につきましてはいろいろ個別の問題がございまして、こちらから警告を出したケースが過去において二、三ございまして、たとえば正絹と表示し、あるいは絹一〇〇%と表示しておる帯締めとかいうようなものにつきまして、実際には合成

繊維がまざっておるというような組成成分につきましての虚偽の表示がなされておる、こういうようなケースもございました。また、大蔵省払い下げダイヤモンドというふうな文句をつけましてダイヤモンドを販売する、その場合に大蔵省から払い下げたものであるかどうかは弁別がつかないというふうなケースもございまして、こういうふうなものにおいて弁別がつかない場合には、大蔵省の払い下げということはどうたわぬようにというふうな指導もいたしておりますが、こういういろいろなケースが最近出てきておりますので、表示の適正を期するという点から公正競争規約をつくらせるように現在指導をいたしております。

○中村(重)委員 むずかしい場合もあるということにはわかるわけです。昨年八月でしたか、百貨店で販売していた和装用品の不当表示、これに対しては公取は警告処分をしているようでありまして、いまお答えのとおりです。ところが、公取の資料等から私どもも見ますと、この種の事件というものは当然排除命令を出すべきではなかったか。これを警告処分にしたのはどういうことからですか。

○熊田政府委員 これは当時委員会におきましていろいろ慎重に審議がなされたわけでございまして、これはやはり百貨店の公平を期するという面もございまして、といえますのは、実際にはほとんどすべての百貨店におきましてこういうような表示が行なわれておるようでありましたけれども、実際に私どもも公取が把握いたしましたのは、つまり試買をいたしましたのは、そのうちでほんの一部でございました。そういうような点で公平の点に問題もございましたし、それからその組成成分について全く絹が入っておらないというふうなケースはほとんどございまして、大部分が合成繊維がまざっておる、こういうようなケースでございまして、その場合にそれでは何%まざっておればそれは排除命令に相当するか、あるいは警告に相当するかというふうな点も、非常に判断のむずかしい点もございました。まず公取といたしまして

は、これは最初の事例でもございまして警告をいたしました、それでも直らないという場合には排除命令をするのが適当であろう、こういう判断から警告をいたしましたわけでございます。

○中村(重)委員 公取の検査結果が発表されておるわけですね。ところが、申し上げたように警告である。排除命令は出していいない。いまのようになかなかむずかしいといったら排除命令はなかなか出せないですよ。あなたのほうのやり方はおさなりだ。もっと厳正な態度で消費者利益を守っていくということではなければならぬと私は思う。今後は厳正に法の運用をはかっていくという点を強く求めておきたいと思っております。

公取委員長にお尋ねをいたしますが、委員長が御出席でない当委員会におきまして、本法案の対象になりませんが従来からの百貨店だけでなく大型スーパー等が今度入ってくることにあります。私の、百貨店と同じように本法案の対象となる大規模小売店舗は特殊指定にする必要があるのではないかとこのことに対して、これを検討するという回答がなされておるわけであります。委員長の考え方はいかがでございますでしょうか。

○高橋(俊)政府委員 今回大型小売店舗というところで、従来いわゆるスーパーマーケットといわれるようなものが百貨店と同じような建物規制を受ける。百貨店も届け出制であるといいたしましても同じジャンルになったわけでございますが、この機会に私どもとしまして、従来はいろいろな形で実際には百貨店の私どものほうで規制してございまして建物の大きさに達しないような方法でございまして、スーパーマーケットがかなりあったと思っておりますが、実態に即しまして、もちろんいま形の上でもうすでに大型小売店舗である、百貨店同様であるというふうなものも実質的にはあると認められます。そういうものは、いまの私どもの考えとしては、原則的には、先ほど私も申しましたほんとうの意味での小さな業者の寄り合い百貨店であるというものを除けば、いまの三千平米とか千五百平米というものの解決は、私のほうで実質的に

それは一体として一つの業者が行なっているのと同じであるというふうなみなせませんが、これはいまの特種指定の中に取り込んでしまおうというふうな方向で検討してみたいと思っております。大体そういう方向にすればほとんど落ちこぼれはないというふうな考え次第でございます。

○中村(重)委員 時間の関係もあり、これで質問を終わりますが、本法律案を審議してまいりまして、政府側の答弁にきわめて不明確な点があった。私の質問に対して大臣の統一見解を二度までも出さざるを得なかったということ等、十分反省をしていただきたい。問題は、今後の法の運用が私はきわめて重要であると考えます。省令の改正も行なわれなければなりません。中小小売業者との共存共栄、消費者利益、これらの点に十分ひとつ法の運用に遺憾なきを期して、この法律案が有効に働くことができるように政府の一そうの努力を期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○浦野委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。  
午後一時十二分休憩

午後二時三十分開議  
○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。野間友一君。  
○野間委員 現行の百貨店法では新設あるいは増設が許可制になっておるわけですが、これが今後は届け出制ということに変えられるわけですが、この許可から届け出した理由は何なのかということからまずお伺いしたいと思っております。  
○山下(英)政府委員 現百貨店法は企業でとらえて、一定基準以下の店を持つておる企業を百貨店としてとらえまして、その企業数は実際には二百前後でございますが、その企業が売り場面積を増設する場合には一件一件許可をする、こういうたてまえでございます。言ってみれば、企業行政として、しかも新増設を原則禁止で許可では



ずして行く、こういうことでございます。これに  
対して今度はスーパードその他大規模小売店舗を法  
の対象にしようということで研究いたしました結  
果、まず一定基準以上の小売を営む建物を対象に  
しなければいかぬということでございますが、大  
きな建物を建てるということも原則禁止で許可で  
許していくというところは少し無理があるのじやな  
いか。それから今度その中で小売業を営もうとす  
る者、これにつきましても一定基準を設けて、そ  
れから先、それを越えるものは届け出をしてもら  
うて、そして大きな小売面積を新しくつくって営業  
をすることは差しつかえないが、その場合に、法  
の趣旨である周辺の中小小売商業と摩擦を生じる  
場合にはこれを規制しようというたてまえに  
したほうが、今回の新しい法律の目的、趣旨かつ  
規制対象から見ても適していると判断したわけでご  
ざいます。

○野間委員 私がお聞きしたのは、実質的な理由  
についてお聞きしておるわけです。要するに、許  
可制というのは当事者が官庁に手続をして、それ  
に対して何らかの官庁の行政処分が必要になるわ  
けです。ところが、届け出制の場合はそうでは  
なくて、当事者が官庁にしかるべき形式的な手続  
を具備したものを持っていく、それだけでいい、  
これが許可制と届け出制の根本的な違いである  
と思うのです。私がお聞きしておるのは、許可制か  
ら届け出制にした実質的な理由は何か、こう  
いうことをお聞きしておるわけですね。

○山下(英)政府委員 一般的に、それが禁止され  
るといふことが届け出制に変わるることによってな  
くなりません。したがって、基準以上の店舗をつ  
くるとする場合でも手続に従って届け出を出す。  
そして政府側から三カ月以内に、審査の結果これ  
を変更すべしということがなければ、そのまま自  
由に計画を進行させることになりません。したが  
いまして、いままではおおよそ百貨店の新増設はす  
べて許可が要つたのですが、今回は法の趣旨に沿  
って、場合によっては住宅地域に新しくスーパ  
ーが進出して、それが近隣消費者の利益になる、かつ

中小小売業には圧迫にならないような場合  
には、届け出を出して、そのまま自由に計画を  
行けるといふ効果になります。したがって、  
原案でねらってあります点も、いい、消費者のた  
めになる、かつ流通近代化に役立つ範囲の大型店  
舗は自由にしてもらおう、こういう意図が含まれ  
ております。

○野間委員 そうしますと、百貨店についてい  
ますと、従前の許可制が今度届け出制ということ  
で手続が緩和された、こういうふうに見えてい  
くわけですね。

○山下(英)政府委員 手続的には従来の百貨店も  
まず届け出を出します。しかし七条、八条にござ  
いますように、それは審査を受けますから、その  
百貨店の進出が、従来にもありましたように、そ  
の地元で問題が起きる場合には、今度は審査後は  
従来の許可制と同じ効果を持つようになります。

○野間委員 そこまで回りにくく言わなくても、  
一般的に考えて許可と届け出は違うわけですね。  
先ほど申し上げたとおりなんです。すなわちにお答  
えになったら時間が省かれますが、要するに百貨  
店については従前は許可制だったけれども、それ  
が届け出制になった、これは緩和された、当然の  
ことだと思つておるのですが、この点について確認を求  
めておるのです。私はいわゆる条件、事前審査、  
そういうことはいま聞いておりません。

○山下(英)政府委員 百貨店も届け出でござ  
います。

○野間委員 けつこうだから緩和されたというふ  
うにどうしてすなおにお答えにならないのか。こ  
の産糧審の「流通革新下の小売商業」、この中に  
も八三ページのところ書いてありますが、「現  
行百貨店法は緩和すべきである」、それからなお、  
八五ページには「届出制に移行する場合でも、大  
型小売商の大規模小売店の新増設が特定の地域で  
集約的かつ大規模に」行なわれておるといふこと  
で、許可から届け出制に緩和される。緩和されま  
すと、これが「特定の地域で集約的かつ大規模に」  
行なわれるという内容がこれに記載されて

あります。こういうことからしても、要するに、  
許可から届け出になるということは緩和であり、  
それによって百貨店がこれまで以上に進出する、  
そういう条件ができたというふうには私たちが理解  
しております。これはおそろくそのとおりだ、こ  
の本にもその趣旨のことが書いてありますからそ  
のとおりだと思つておるのですが、もう一度その点につ  
いて、念のためお答えいたしたいと思います。

○山下(英)政府委員 とくとうおわかりのこと  
だと思つておるのですが、結論を端的に申し上げれば、  
従来の許可制が届け出制になったという範囲では  
緩和になっております。

それから答申を引用なさいましたが、きょう午  
前中も答申を上げましたように、答申をいただ  
いてからできるだけ沿うような原案をつ  
くりましたが、そこにありますように、大規模店舗  
が集中して問題を起こす特別な極端な場合に、届  
け出を受けてもこれを審査して許可変更をしてい  
くようにするという趣旨のことが書いてございま  
すけれども、その点につきましては、私どもは、  
答申をいたしたいあとで原案をつくる段階で多少  
ニュアンスの差が出ておりました、原案のように  
届け出、通告、命令という体系をとつて、そこに  
審査の際に、七条にございますように特別に数行  
の条文を入れて、審査方針を規定したわけござ  
います。

○野間委員 それが八五ページにも続けて書いて  
あるんですよ。「そのような大規模店新増設につ  
いて通告、措置命令等を発動しうる余地を残して  
おく必要がある。」確かにこの点についても言  
及してあるわけですね。ですから、結局届け出と  
いうことで、許可制から今度は緩和され、そして  
届け出をした場合に、特別の事情があれば通告等  
の一つの措置が例外としてとれる、こういう一つ  
の歯どめがあることは私は否定しないわけですが、  
基本的に許可と届け出の点についていまお聞きし  
たわけですね。

かとか、食堂あるいは階段、踊り場、いろいろ出  
ておりましたけれども、いずれにしても十大都市  
では三千平方、その他では千五百平方、これにつ  
いては従前の百貨店法と変わらないうわけですか。  
この売り場面積の根拠、これをひとつお聞かせ願  
いたいと思つておるのです。

○橋本政府委員 本法案を立案するにあたりまし  
て、先ほど来話が出ております従来現行百貨店法  
がとつておる企業主義から建物主義に変わったわ  
けでございまして、この主たる理由は、やはり大  
型店舗がいわゆる疑似百貨店の形で事実上脱法す  
ることを回避するために建物全体としてとらえる  
そういう趣旨から建物主義を導入するに至つた  
わけでございます。

その建物主義に変わるにあたりまして、基準面  
積をいかにように定めるかということも非常に議論  
のあつたところでございまして、百貨店法が制定さ  
れましたのは三十一年、それから戦前の百貨店法  
が昭和十二年だつたかと思つておるのですが、さ  
ういふものを現在時点においても適用するかどうか  
率直に申し上げましてそういう議論もあつたわけ  
でございます。少なくとも二倍、三倍にしてしかる  
べきでないか、かような意見もあつたわけござ  
います。基準面積以下のものを直接規制の対象にし  
て、基準面積以下のものを間接規制の対象にし  
て、基準面積以下のような点も考慮いたしまして、従  
前採用しておりました三千ないし千五百平方とい  
うものを基準面積として、従来の慣行と申しま  
すか、一応なじみのある数字として採用した、こ  
ういうことでございまして。

○野間委員 そうすると、確たる根拠なしに三千  
あるいは千五百、従前の百貨店法の面積をそのま  
ま踏襲したというふうにはいまお聞きしたわけだ  
が、この面積の基準が相当と考へておられるかど  
うか、お答え願ひたいと思つておるわけですね。

○橋本政府委員 経緯的にはただいま申し上げた  
ようなことでございまして、当面この程度で適当  
と考へております。

○野間委員 スーパーの店舗面積、売り場面積、これの最適規模は一体どのくらいなのか、お答え願いたいと思うのです。

○橋本政府委員 いわゆる最適規模というのは、商業、工業にかかわらず非常に算定が困難かと思えます。ただ、先ほど先生が御引用になられた流通部会の答申の中に、セルフサービス方式の場合には千五百平米の規模において単位当たり面積あるいは一人当たり販売高が一番高く出ているという表現があることは事実でございます。

○野間委員 いまお答えになったわけですが、確かに五ページによりますと、これはスーパーの場合ですが、千から千四百九十九平方、千五百とは書いてないのですよ。千四百九十九平方、このものが「売場面積」なり、従業員当たり販売額が最も大きく、営業経費率も最も低くなっております。一つの最適規模を示している。「こういうふうにいまま引用しました産産審の報告書には出ておるわけですね。そうしますと、最適規模であるこれらのものが今度の規制の対象にはならない、こういうことになるわけですね。この点について事実の確認を求めたいと思います。

○橋本政府委員 おっしゃるとおり、届け出の対象にはなりません。

○野間委員 そうしますと、要するに、この法案の立法趣旨の中には、中小小売商の保護というのがあるわけですが、スーパーの最適規模であるという千から千四百九十九、この売り場面積のものが規制されないということについて、通産当局は一体どう考えておられるか、この点をお聞かせいたいただきたいと思います。

○橋本政府委員 先ほど申し上げましたように、最適規模であるかどうかということは問題が残っておりますかと思えます。したがって、後ほど触れたいと思いますが、問題は、法律によりまして企業の営業行為を規制するといふ場合に、特に本件につきましては、いわゆる大規模な大型店舗と中小小売商との間に抜きがたい競争条件上の格差

が那邊にあるか、どの程度の規模になればこの格差を法的に補完正する必要があるかという観点から本件を判断したいと思えます。

ただいま申し上げましたように、なるほど千ないし千五百平米におきましては、単位面積当たりあるいは一人当たり売り上げ高というの最高額になっております。ただ、売り上げ高が単位当たり多いか少ないかという点だけ申し上げますと、先生の御引用になりましたのは、三百平米以上のセルフサービス方式ということでございます。コンビニエンスストアとして中小企業庁が指導しております百ないし三百平米、このあたりの規模のほうがむしろ単位当たりの売り上げ高から申し上げますと数字としては高いといったような現実がございますので、必ずしも一人当たりあるいは単位面積当たりの販売高が大きいからといって、そこに調整の対象を区別するということは、現実問題としては困難かと思えます。

試みに申し上げますと、チェーンストアの上位大手十社が昨年の三月以来約一年の間に新店を出した数は百四十三件でございます。この百四十三件の中で、先生の御指摘になる千ないし千五百平米に属する店舗の数は九件でございます。一割にも満たない、こういった事情にあることをわれわれなりに解釈いたしますと、やはり消費者ニーズにこたえるためには、少々回転率が悪くとも、商品展開を広くする必要があるのであるのじやなからうか。そうなれば、売り場面積一平米当たりあるいは従業員一人当たりの売り上げ高というのは当然減つてまいるわけでございます。ただ、そういったことによつて、消費者に対してワンストップショッピングの機会を与えるといったような形、あるいは少々回転率は低くとも高率のマージンが期待できるといったような品物も展示するといった必要性から、だんだん規模が拡大してきているのじやなからうかと解釈するわけでございます。さような点から千ないし千五百平米というの、物理的に見ますと、平均値で見ますと三百平米以上のセルフサービス方式をとる店に集めては最も高い

数字が出ております。いわゆる大規模小売店舗といたしまして規定いたしました、中小小売業者との間に競争条件の差異があり、したがって、そこを調整してまいる必要があるということにはならないのではなからうか。さような観点から、従来どおりの三千ないし千五百平米というものを基準面積に採用したわけでございます。

○野間委員 この前の井狩参考人と私との質疑にもありましたが、いわゆる百貨店系列、このスーパー、この売り場面積、これも同じく規制の対象にならぬわけですか。あとでさらにまた申し上げますが、しかもいま産産審のこの報告によりまして先ほどから質疑が展開されておりますけれども、いづれにしても千から千四百九十九、これは一つの最適規模、こういうふうになっているわけですね。したがって、おそらくスーパーが、これらの届け出、つまり基準面積以下、これはともかくとして、届け出を免れようとするれば、しかも最も効率的なこのような売り場面積で地域で営業できる、これに対しては何ら規制の対象にならぬということになると思うのです。そうだといたしますと、このようものがたくさんあちこちに出ていく、これは効率がいいからでございますよ。しかも、いま申し上げたような百貨店系列のスーパーがほとんど規制の対象にならぬ、こうなりますと、周辺の中小小売商、これらにはたいへんな打撃を受けることは事実だと思つております。明らかだと思つて、一体このような売り場面積、いまの最適規模で、これらの周辺の中小小売商、これらが影響を受けると考えておられるかどうか、どのように思われておられるか、そのあたりをひとつ御回答を求めたいと思つております。

○橋本政府委員 現状におきまして地元の中小小売業者とトラブルないしは紛争を起こしておられますのは、かなり大きな規模、大体売り場面積が一万平米をこえるようなケースでございます。したがって、現状をもつて将来を言うわけにはまいりませんが、少なくともスーパーについては、従来は自由と申しますか、行政指導以外には法的

根拠のある規制はやっておらなかったわけでございます。したがって、将来の店舗展開がどうなるかという問題がございますが、現在の時点におきましては、もちろん影響は全くないとは申し上げませんけれども、相当程度の影響を与えるところまでならないじやなからうか。ただ、さような場合には十分これは地元で話し合いをさせるように、従来特定店舗においてとつていような行政指導を展開してまいりたいと考えております。

○野間委員 きのうですか、行政指導についていろいろ批判が出ておりましたが、行政指導で問題が解決するならば、実際いつてこんな法律は要らぬわけですか。こういうスーパーからいつてほんとうに最適規模であるものがほとんど、しかも何の手続も要らずにできるわけでしょうか。そうしますと、中小零細企業が最も深刻な打撃を受けることは当然だと思つております。そのような多少の影響はあつてもそう大したことないというふうな考え方でこの法案をつくられるとしたら、これはもう大きな誤りだと思つております。許可制を届け出制にした、これは緩和になるわけで、したがって私たちは、むしろ百貨店並みに、百貨店サイドにスーパーを引き上げて許可制にする、しかも、この店舗面積も、それぞれの地域の特性によつて、さらに従前の百貨店法の売り場面積をむしろきびしく規制していくという態度が必要であつて、従前の売り場面積を踏襲するといふことは、私は中小小売商に対する打撃が非常に大きい、このように思つております。これについて再考する考え方があられるのかないのか、通産大臣お答え願いたいと思つております。

○中曾根國務大臣 やはりいままでの千五百あるいは三千平米という基準は、歴史的にそういうスケールできたので、小売商業、商店街のおのその数字に対応するようなかまをみん歴史的にもやってきたと思つております。その数字をにわかに広げたりあるいは縮めたりするといふことは、対応するほうのかまえ方においてもいろいろ変化を及ぼして、すぐ即応というわけにはいかないとい

は、現状におきまして地元の中小小売業者とトラブルないしは紛争を起こしておられますのは、かなり大きな規模、大体売り場面積が一万平米をこえるようなケースでございます。したがって、現状をもつて将来を言うわけにはまいりませんが、少なくともスーパーについては、従来は自由と申しますか、行政指導以外には法的

う情報もあるのではないかと思うのです。でありますから、一応その基準でいって、今後流通界に大きな変化が起こるとか、お客さんの方向に大きな変化が起こるとか、そういうものがありましたら、われわれもその事態に応じて法を再検討するという考え方を十分持っていきたいと思っておりますし、また、この法を運用する上におきまして、中小企業のほうの擁護ということは一貫して流れておる考え方であります。また、この委員会におきまして皆さま方の御質問もそういう角度からの御質問、御検討が非常に多うございまして、そういう点も私たちはよく踏まえまして、法の運用に遺憾なきを期していきたいと思っております。

○野間委員 ただ、従前の法は許可制ですね。ですから、これがどのような処理がされたのか、これはまた一つの問題であります。それにしても、少なくとも許可制ということでのチェックはできたと思うのです。ところが、今度はそうではなくて届け出制というふうになりますと、これはいまままでの比ではないと思うのです。特にいま申し上げたように、最も効率のいい、これが規制の対象にならないということになりますと、こういうめんどうくさい手続をするなら——これは効率もいわけですから、千五百以下というところが、とりわけ各地方都市とかあるいは団地等々にどんなできていくということになりますと、従前の、長年つちかした中小小売商が非常に大きな打撃を受ける。したがって、従前の百貨店法、いままでの実態あるいは経過からして、今度新しく法ができた場合に、売り場面積が従前と変わらなくてそのままスムーズにいくということはあり得ないと私は思うのですけれども、大臣の見通しとしてはこれでもいいとお考えですか。

○中曾根国務大臣 現在の時点においては、これだいいいと思えます。大きな変化を与えるということとは流通界にかなりの波乱も起こしますし、これを施行してみまして、そうしてお客さんの声やあるいは小売商業関係の声もよく聞いてみて、そう

して將來も検討する必要があるれば検討するにやぶさかでない、こういう弾力的な態度でいきたいと思えます。

○野間委員 大臣、そういう答弁をされますけれども、実際私はあちこち現地の声も聞いてみたのですが、これがそのまま通り通るといいたいへんなことになるといふ声もあちこちで聞くわけですね。ですから、おそらくこの法案が通りますと、私はいろんな問題がたくさん出てくると思っております。そういうような考え方で対処されたい、私はたいへんなことになるといふことを警告したいと思っております。しかも、先ほども若干あげましたけれども、大丸社長の井狩さんの話にもありましたが、要するに百貨店がどんなスーパー業界に進出している、しかも大部分がこの最適規模、この店舗である。こういう実態をどのようにお考えになるのか。この前にも引用して質問したのですが、百貨店協会が「関係小売企業調査報告」というのを出版しておるわけですね。これは昨年の五月です。表には秘密の「秘」と書いてありますが、これはどこでも入手できます。これによりまして、百貨店系列は非常に数が多いのですが、百五社がこのアンケートに回答があつて、そのうちの五十四社が関係小売企業を持つておる。しかも、関係小売企業の数が百三社、こういうことから書き出してありますが、百三社の関係小売企業店舗の数が五百三十七店、結局一社平均が五二店を持つておる。五十店以上持つ百貨店が二社ある。こういうことがあるわけですね。しかも、売り場面積は一店の平均が千二百四一平米、六大都市では千三百六十二・七平米、六大都市以外の都市では八百九・五平米、こういうことになっておるわけですね。ですから、百貨店系列のスーパー、大量販売店、これらについては、ほとんどこれは規制の対象にならぬと思つておる。これは一つには、先ほどから産構審の答申を引用しておりますように、この程度のものがやはり効率が最もいいということがあるからこそ、こういうような売り場面積になつておると思つておる。百貨店はもうたいの大

きいのがたくさんありますけれども、結局スーパーにしてみれば、このようなものが最適規模だということ、こういう店があつちこちできてるというところ、こういうことかと思つておる。こういう実態を踏まえた上で、大臣、やはり同じようなお考えでしょうか。こういうのがどんどんできると思つておるわけですか。

○中曾根国務大臣 一面におきましては、やはりお客さんの利便ということも考える必要があります。法案の中にもそういうことが書いてあります。でありますから、公正競争ということを確認して、ただ独禁法に違反するような強者が優位を持つて弱者を圧迫するということがないように、これは先般来いろいろ派遣店員とか、その他の問題でも御質問がございました。そういう点は厳重に規制をしつつ、やはりまた一面において、お客さんの便利あるいは低廉なる物資の供給ということも考える必要がありますので、しばらく様子を見ていきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○野間委員 しかし、効率のいいのがちょうど抜け穴のところになんか集中しておる。しかも、いま申し上げたように、百貨店系列のスーパーが最もそこについておる。これからどんどんこれが出てくる、私は思つておる。ですから、そういうような考え方は、私は率直に申し上げて甘い、こつ言わざるを得ないと思つておる。

そこで、産構審答申の中に大手の百貨店、それからスーパー、これらが地方都市の百貨店あるいは中小スーパー、この系列化の傾向があるという事実が指摘されております。この実態は一体どういふものであるのか、具体的にひとつ御指摘を願いたいと思つておる。

○橋本政府委員 大手スーパーが地方スーパーと業務提携をやつていくというやりかたにつきましまして、幾つかの例がございまして、これは一方から見ますと、商品展開を豊かにするということが、あるいは地方百貨店にいたしましても、そうした都市の大手百貨店の信用を自分の店にもつつけたといったような感触もあるかと思つておる。ある

いは共同仕入れといったような面で緊密な関係を都市百貨店と地方百貨店との間に結んでいっているものもございまして、一応当方で調べましたところでは、百貨店系のスーパーあるいは専門店等は九十六社程度であると理解いたしております。

○野間委員 さらにこの産構審によりまして、大手のナショナル・スーパー・チェーン、それから中堅の地方スーパー・チェーン、それから小型スーパー、これらの間の企業規模の格差の増大、これに伴う縦の系列化、横の提携の進展、これらが見られるようになるという指摘が、これは五二ページにあるわけですね。しかも、これらの前に、パーティカル・インテグレーション、これによる生産部門の利益の取り込み、こういう指摘もあるわけですね。けれども、このいわゆるゆるいパーティカル・インテグレーション、これらの具体的な例ですね。これは垂直統合というふうに訳すると思つておるわけですが、このように大手がずつと中小を系列化していく、あるいはスーパー同士、同じように百貨店、スーパーがそうやっていく。それによつて企業規模が非常に格差が大きくなる。縦、横、十文字にこのようからめて系列化させている。こういうような現象、実態がいまの産構審でも指摘されておりますが、具体的にどこどこはどうか差して、どう系列化されておるか。先ほど九十六社という指摘がありました。これについて具体的にひとつここで答弁願いたい。もしもすべてについて答弁ができませんれば、資料としてひとつ本委員会に提出されたいということをお願いしたいと思つておるのですが、どうですか。

○橋本政府委員 流通部会における答申も将来の発展の方向という形で表現いたしておりまして、そういう意味合いから現在時点でもかなり実証的に個別、具体的に多くのものを申し上げるという段階に至つてないと思つておる。たとえばダイエーグループ、西友グループ、ジャスコグループ、ニチイグループ、こういうものがその例に当たるかと思つておる。

○野間委員 この間の参考人の質疑の中でも私は

引用したのですが、例の日経流通新聞、この編集により「豊かな時代の流通戦略」の中で出ておるわけですね。しかもこれによると、先ほど御指摘申し上げた百貨店や大型スーパーの系列化、ここに商社がからんでくるわけですね。商社がこの世界に入ってくる。これが一つの大きな特徴だと思ふのです。具体的にこのからみ合いというものをいま申し上げた資料から指摘したいと思ふますが、これは神崎委員もたしか本委員会で質疑をしたと思ふます。三菱商事、これは昭和四十四年には西友ストアと契約して、そして西友に二百億円融資しておる。西友が仕入れる商品の二〇%を三菱が扱う。それから大手の食品問屋、これは広屋というふうであります。ここに資本参加をして、問屋を通じてスーパーを支配している。さらに伊勢丹との折半出資で丹麥開発をつくりまして、大規模ショッピングセンターの開発、運営、こういうものに当たっている。この三菱の系列はこういうふうになつておるわけですね。それから三井物産が昭和三十年代にスーパー対策委員会、これをつくりました。四十年には一〇〇%出資で第一スーパーをつくりおる。それから問屋の系列化としては物産食品販売、エフワン、こういうものを系列化している。エフワンは、これは繊維ですね。それから名鉄百貨店、これとラファイエットの提携をあっせんして、物産はラファイエット社からの繊維製品の輸入を担当するというので、ここに入つておる。それから丸紅、これはダイエースーパー向け専門の配送会社エッセル、これをつくりおる。これ以後丸紅繊維流通センター、これをつくつておるわけですね。そしてスーパーへの商品供給、これをやっておる。また緑屋、これにも資本参加をしている。それから伊藤忠商事、これはマイマートというスーパーを直営しておる。それから伊藤忠繊維流通センター、こういうものもつくりまして、これは西友ストアなどへ商品供給をしておる。それからレナウンニシキ、繊維問屋、これを系列化している。それから合弁会社マダソン・ジャパン、これをつくりまして、ダイエー

あるいは伊藤忠それからマダソン、これらが合弁会社をつくりおる。それから住友商事、これがサミットストアですか、これは一〇〇%出資。日商岩井が高島屋グループと提携している。こういうふうには商社は、百貨店あるいはとりわけスーパーの業界にたとえれば資本参加、それから問屋の系列化、配送センター、流通センター、これによる供給面からスーパーを系列化している、それから百貨店と提携して直接進出する。こういうようなことが非常に顕著であるわけですが、このほかにもスーパーへの融資、それから店舗設備のリース、これらの形で大商社のスーパーの系列化、こういうものが進められておるといふことがこの引用しました資料の中に書いてありますが、こういう事実を産産省は把握しておるのかどうか。これはいま指摘申し上げた日経流通新聞の中に記載があるわけですが、どうですか。

○橋本政府委員 たいまい御指摘のような方向にあるといふことは当方でも承知いたしております。具体的に一体総合商社が関係のスーパー等ほどの程度納入しているか、二二三の例につきまして申し上げますと、A社の場合には年間の仕入れ総額が八百四十億程度ございまして、それに対する総合商社からの直接取引は十五億五千万、一・八五%、二%弱という数字が出ております。それからB社のケースにつきましては、四十七年度の仕入れ総額が二千五百八十億、これに對しまして総合商社からの仕入れ総額が七十七億、比率にいたしまして三%程度になっておりますが、商社の直接納入の大きいものでもせいぜい数%程度ではなからうかと思ひます。それから先生の御指摘のあった商社の息のかかった問屋との関係でも、高いものでせいぜい一割前後ではなからうか。さように見ておられますが、系列化の方向はだんだん出てまいつてはおりますが、流通部会の答申にもございまして、将来の方向として一応提言と申しますか、示唆しておるわけでございますので、現状では、系列化の方向は出てきつつはございますが、まだその行為が目に見えるほど大きく、たとえば先ほど

申し上げたような納入比率が過大になっておるといふところまではいつておらないというのが現状認識でございます。

○野間委員 これは別の資料ですが、ことしの一月五日の日経流通新聞に、特集、塗りかわる流通地図、こういう報道がなされております。これは都市銀行の流通融資系列、それから主要商社の流通業との関係ということで、多少これについても指摘を申し上げざるを得ないと思ふのですが、三菱が西友、ジャスコ、ニチイ、長崎屋、オーケー、伊勢丹、これは株式の保有、それから融資、リース、商品供給、人材派遣、こういう形でかかわつておるといふこと、それから三井物産がダイエー、西友、ニチイ、長崎屋、イトーヨーカ堂、イトーヨーカ堂、いづみや、東光ストア、丸紅がダイエー、ジャスコ、長崎屋、イトーヨーカ堂、いづみや、東光ストア、光、サニー、日商岩井がダイエー、いづみや、東光、兼松江商がニチイ、長崎屋、住商がニチイ、いづみや、サミットストア、トーマンがダイエー、長崎屋、蝶理がダイエー、ジャスコ、イトーヨーカ堂。日綿実業がダイエー、長崎屋。このようにこの新聞は指摘しておりますが、このそれぞれのかわり合いが、先ほど指摘申し上げたように株式の保有やあるいは商品供給、それから融資、リース、人材派遣、こういう形で一つの表が出ておりますが、これによると、ほとんどの総合商社がそれぞれスーパーと非常に深いかわり合いを持っております。私たちは、最初、大手の百貨店あるいはスーパー、これらが中小のスーパーあるいは百貨店を系列下におさめておるとしてシェアを握る、こういう方向で動いておるといふふうに考えておったのです。ところが、いろいろ調べてみますと、それだけではなしに、その背後にはやはり商社がある。商社が、何のことはない、このようなスーパーに対する系列化支配、こういうものをいま盛んに強めておるといふことが先ほどの資料、それからいまの日経流通新聞、これから明らかにうかがわ

れると思ふのです。先ほども申し上げたのですが、この間のときですが、いわゆる買い占めで悪名高い商社が、このような世界に、しかもこぞつて大量に計画的に進出をしつつある、こういう実態を産産大臣はどのようにお考えになっておるのか、御意見を聞かせ願ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 現在は流通革命の時代といわれますように、非常に大きく商業界、小売業界の激動しておる時代であります。お客さまの嗜好も非常に変わりますと同時に、また一面においては国際化もしております。品物について、国境を越えていくものを欲するといふ、そういう時代にも変わつておりますし、そういうお客さま側の変化にこたえていろいろな商法を生み出して、大資本、中資本、小資本あるいは流通界外のものが、たとえば商社のようなものが納品しようと思つて非常に鮮烈な競争を展開しておるといふ時代になっております。

そこで、これらの大きな戦国時代みたいな乱戦状態をこの法案によつて一応整理をいたしまして、そしてその後どういふ変化が流通革命の上で起きてくるかよく検討しながら私たちは対応していこうと思ふのです。もちろんたとえば都会の大きな百貨店が地方の中小百貨店の系列化を行ない、あるいはスーパーや小売店舗に至るまでの系列化を行なつていくという事実も私らは非常に関心を持って見ておりますし、資本系列においても、あるいは商品系列においても、あるいは輸送、配達系列においてもさまざまなアイデアが生まれて、商品コストを安くしようとしておることも見のがしておりませんが、一貫して言えることは、中小企業を保護するということが、それから消費者の利便を考へるといふこと、それから大資本とか巨大なものが横暴なことをすることは許さないといふこと、これは商社の問題についても御答弁申し上げたとおりでありまして、流通界についてはこの戦国時代の様相をもう少しよく見詰めて、必要あらば第二段、第三段の処置もしなければならぬ、そう思つております。

○野間委員 そうすると、端的に申し上げて、このような商社のいわゆる系列化進出はそれなりに評価をされておるのか、あるいは憂慮すべき事態というように考へておるのか、これはほとんどこれから進むのか、一般の常識と申しますか、書かれてありますが、この点どうですか。

○中曾根國務大臣 力のあるものが自由を乱用して、その力を膨張させようという傾向がある場合にはわれわれはこれを監視し、またいろいろな面において規制をする必要が出てくるのではないかと思います。しかし、お客さま本位で、そしていい商品を安く売ってほしいという面があるならば、これはまたお客さまが喜ばれることであつて、あながち否定することでもない、そういう調和をどういうふうにとるか、これは実態を見きわめながら検討していきたく思つております。

○野間委員 ただ、ここで問題になるのは、何度も申し上げておりますように売り場面積ですね。この一つの規制からこぼれ落ちるといふか、むしろ規制にならないのが系列下のスーパーストアの実態であるという事実、それからこの法案によつてスーパーストアが売り場面積の一定基準以上については多少とも規制の対象になるということについて、私も全然否定するということはないわけですが、私どもしかし少なくとも届け出というところで緩和され、しかもそれにかからないのは非常に効率的なスーパーストアといわれておる。しかも、そこへ商社がどんどん進出してくるということは非常に憂慮すべき事態だ。とりわけ中小小売商の皆さんは何百年、何十年の昔から、ほんとうに一つ一つ血と汗の結晶で開拓して自分の販路を展開されてきたというようないつ一つの歴史あるいは沿革的な、そういう経過からして、やはり何としても中心は消費者保護はまた別の側面でも問題になりますけれども、こういう中小小売商をやはり保護するという立場からひとつ考へていかなければならぬのじやないか、そういう立場からものを考へた場合には、いま申し上げたような一つの現象、事実、こういうものは非常に憂慮すべき事態である。この中で中

小売商が軒並み切り捨てやう、あるいは深刻な打撃を受ける、極端に言いますとそのように私は思つておる。これは誤りですか、どうですか、ひとつ大臣の御見解を承りたいと思つておる。○中曾根國務大臣 必ずしも誤りではないと思つておる。そういう傾向がなきにしもあらずであると思つて、われわれは深甚の注意を払つて見ておるところであります。それで、先ほど申し上げましたように、大きな力のあるものが自由を乱用して小さいものを圧迫するということは、われわれはこれを許しません。しかし一面において、スーパーストアというものが出てきたことによつて、どれくらいお客さんが便利になつたかということも見るから、一面において、中小小売商業振興法のような法律を出し、あるいは無担保、無保証の特別の金融制度も創設し、あるいは事業主報酬制度も今度の年から実行し、こういうふうにして専門店、小型店独特の味を持つておる小売商業、零細商業を保護しつつ、たくましく伸ばしていこうと思つておるわけですね。規制ばかりが能ではないので、振興といふことも非常に大事な面であつて、競争させつつ両方が発展していく。競争的共栄、競争的共存といふことも、そういうような形がやはり体系としては長い目で見て望ましいのだ。その場合に中小零細小売商業がどうしても力が足りませんものだから、そういう点については國家がもつと力を入れてこれを助長しようと思つておる次第であります。

○野間委員 たいへん私もくどいようですが、効率的なスーパーストアが結局対象にならぬわけでしょう。しかも、規制の対象にならない商社については、いわゆる反社会的と申しますか、悪質な行為はこれを規制していくということはそのとおりだと思つておる。ただし、法律上の根拠がなければこれを規制することはできないということなわけです。そうすると、結局千五百以下のそういうスーパーストア等については、これはもうほんとうに野放しになる。単に行政指導というふうなことにしか發揮

できないということになると思つておる。ですから、千五百以下でありまうと、これは脱法行為ではありませぬから、こういうものがどんどん出てくる。それについて行政指導といつても、正直申し上げて限界があると思つておる。ですから、そのような事態を踏まえた上で、売り場面積が規制の対象にならない以下のものについて、このようにほとんど商社が進出して小売商業が非常に圧迫を受けるという場合に、どのような効果的な措置が考へられるのか、ひとつ大臣に重ねてお伺いしたいと思つておる。

○中曾根國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、たとえば商社がいろいろな場面へ進出してくる。洗たく屋まで出てくる、こういうようなことは適當でないと思つておるわけですね。それで、それらの実態に応じてわれわれは総合商社法みたいなものも検討してみたい、事実に即してわれわれはよく検討いたしてみたい、こういうことも答弁申し上げておるのであります。しかし、一面において自由競争、自由競争といふことで商品がよくなり、お客さまに一番利便な世界が現出するのでありまして、これをあまり角をためて牛を殺すといふような形になるとかえつてお客さまにも不便になります。共産党とわれわれの考え方は、統制とか規制を好むか好まないかという点によつて非常に違ふだらうと思つておる。われわれは自由競争がもう長い目で見ていいと思つておる。ですから、できるだけそういう原則を踏まえながらある限度以上にきた場合にはこれを規制する、こういう考へに立つておるわけですね。この法案も、そういう趣旨によりまして千五百平米あるいは二千平米という基準値を一応出したのでありますけれども、しかし、今後の実態を見ながら弾力的にいろいろ検討も加えていく、これは先ほど申し上げたとおりであります。

○野間委員 関連して消費者保護との関係で若干質問したいと思つておる。先ほどあげました垂直統合、いろいろなそういう系列化をして、そして私たちがカッパツの流通の近代化だと思つて

ですが、このような大資本あるいは大商社、これらの近代化によつて商品が安くなるかどうか、いわゆる消費者の保護になるかどうか、その点をさらに私たちが考へてみたいと思つておる。先ほど申し上げたように、要するに、商社の買い占め、商社がほんとうに市場を占有しますとあのような生活関連物資まで買い占めて、そして大多数の國民に値段をつり上げて迷惑をかけるというような事態一つを考へてみても、商社が直接このような中小小売商の世界に入つて、そして系列化していく、市場を占有していくという事態になります。私は、これは単に流通が近代化されてコストが下がるということには決してならぬと思つておる。きのうも一丁三十三円の話がありましたけれども、一つ、二つ目玉商品をつくつて顧客を勧誘して、そして結局高いものを売る、こういうような実態について私は若干知つておるわけですから、そういうようなことから考へまして、どうなんですか。垂直統合とかいふようなもので、あるいは近代化で、はたして消費者の保護物が安くなるというふうなことが出てくるかどうか、大臣この点についてはいかがですか。

○中曾根國務大臣 これは担当するものの心がけにもよるのであります。べらぼうなもうけをしよつと思つたら、おつしやつた垂直統合のような場合はこれが硬直してきて、おとりやえさはいいけれども、それ以外は全部値が高くなるという危険性がなきにしもあらずでしょう。しかし、その場合には中小零細あるいはその他の小売商業が実力を發揮して、それらの硬直したパーティーカル・インテグレーションをたたくでしようし、そこにまたおもしろい競争原理も働いておくとおつて、ですから、やはり自由を確保しておくとおつて、最終的に見て、長い目で見て、お客さまや國民全体のためになる、そういうふうな思ひまして、私たちがもちろんある限度を越したものは統制しますが、できるだけ自由を確保する。これは思想においてもそうだし、流通界においても同じである、そういうふうに思つておる。

**○野間委員** 大臣、私も決して社会主義国であるという認識はもちろありませんし、また、いまの資本主義体制、それを前提にしているものを申し上げておるのです。百貨店法だってそうでしょう。あれは要するに、中小小売商を保護するために許可制にして、大資本が圧迫しないように一つの歯どめをしようということではあるかと思うのです。ですから、そういう意味において、私が申し上げるような弊害がある場合には、いかに自由競争、自由経済の世の中であるからといって、これを野放しにするわけにはいかない。これは大臣の御指摘のあったとおりだと思つて、私はそういうことを踏まえた上で御質問申し上げておりますので、その点ひとつ念のために申し上げたいと思つます。

続けませんが、いま申し上げたように、垂直統合によつて物が安くなるかどうかということなんですけれども、私は安くなると思つていません。いまのストパーの例もありまして、たまたまアメリカの例もあると思つておられるけれども、率直に申し上げて大臣、いかがですか。こういうようなことで系列化していつて、一定地域の市場を占有して値段をつり上げて、結局お客さまには高いものを買わして、プライスリーダーが一体何%占有することによつて生ずるかということはいろいろ議論はありますが、少くともこのように商社の進出を許すということになりますと、結局このようにプライスリーダーになつて、この一部のものが高価格をきめていくという結果になりはせぬか。そうだといたしますと、むしろ消費者、要するに顧客の立場から見ると、保護どころか不利益になる場合だつて十分あり得ると思つておられます。これらについて何か方策、手だてがありましたらひとつお聞かせ願ひたいと思つます。

**○中曾根國務大臣** 強い力を持った者がそういう垂直統合をやつたという場合には、そういう強い力と関係のない中小小売商業はチャンスとばかりに一斉に彼らを論難し、あるいは商圏を広げていく努力をするでしょう。そこにやはり先ほど

申し上げましたように、おもしろみがあつて、垂直統合というものがそれで破綻してくるモメントもあるもので、そういう意味で、できるだけ自由活動の分野を広げておくということは非常に大事なことであつて、垂直統合自体を抑制する意味においても自由というものを大いに確保しておくようにしていきたいと思つています。それで、かりに垂直統合をやつたという場合におきましても、恣意的に値を上げるといふようなことをやれば、長い時間をかけてみれば、これは必ずたたかれるに違ひありません。そういう点からして、そういうことは大いに監視する必要があると思つても、それを法的規制や何かでやるといふことよりも、自由競争の原理にまかせたほうがよろしい。もちろんカルテルとかトラストの弊害はわれわれもよく知つておりますから、そういう点については独禁法を発動し、あるいは公取等とも連絡して、よく監視をしていくつもりであります。

**○野間委員** 独禁法等の規制の対象になる場合はこれは別の話になるのですけれども、私が一貫して御指摘申し上げておるのは、このように系列化の中で中小小売業者が打撃を受け、また、消費者の立場に立つた場合でも、必ずしも物そのものは安くならない、こういうことを申し上げておるわけなんです。消費財の流通機構というのは、ここに一九六四年に通産省の企業局が出された本がありまして、これの中にも流通段階の数、この問題について指摘があるわけですが、この数が減つてもいゆる流通コストは下がらない、こういう指摘があります。これはいかがですか。事務当局でけつこうです。

**○橋本政府委員** 御指摘の点は流通段階の数が減ればということについて、それでも流通コストは下がらないという御趣旨かと思つておられますが、ここに一つの調査がございまして、東京における一般小売店とチェーンストアの物価指数の比較がござい

ますが、一般に見ますと、通常の小売店で販売いたしてあります価格よりも当然一段階か二段階、流通段階が心なと思われれますチェーンストアに

おける物価指数のほうが低く出ております。**○野間委員** そうしますと、「一九六四年の流通機構」の中にはこういう指摘があるわけですね。いわゆる「大量取引に伴う流通段階の短縮が可能であれば全体の流通コストを左右することもあり得る。」という指摘があるわけですね。これは二、三ページにあります。そしてアメリカとの比較がしてあるわけですね。これによりまして、要するに非常に流通が近代化されたアメリカ、この中でそれじゃ流通コストが下がったかどうかということについて二四ページに指摘があるわけですね。結局アメリカでも流通コストが五〇%前後、これは二五ページにも表がありますが、これはわが国もほとんど変わらないわけですね。要するに、数を減らして近代化しても、結局流通コストそのものはほとんど変化がない、こういう指摘が通産省自体によつてなされておるわけですね。これはやはりその流通段階が、ある面では確かにそれによつて、コストという費用が軽減される面もあると思つておられます。ただ問題は、むしろその配分がたゞさんの数に配分されるといつた配分が少なくなるし、また数が減りますと配分が多くなるという結果が、これは確かに現象面としてあると思つておられます。これはアメリカと日本とあまり変わらない。しかも、その構成要素、人件費ですね、この彼我の相違、これを考慮に入れるならば、いかに近年わが国においても賃金コストの上昇が著しいといへば、なおかつわが国のほうが流通部門の合理化が総体的におくれている、こういう指摘までちゃんとあるわけですね。この点はどうなんですか。そうすると、企業局で考へておられた、この本をもにせられた、これは改められるわけですか、どうですか。

**○橋本政府委員** 流通マージンの日米の比較がございまして、先生たいだいま御指摘になりましたように、両国における流通マージンは大体同じかというふう

に考へておられますが、ただ、内容的に見てまいりますと、アメリカの場合には、大型企業のシェアが日本より非常に高いということ、それから人件費はやはりアメリカのほうが高く、かつ国土

が広いために物的流通費が日本より高く出ております。さような点から、アメリカでは物流面、仕入面での合理化を推進しているということかと思つておられますが、わが国におきましても、やはり賃金上昇というものが毎年高く出てきておられますので、今後ますますその流通マージンというものを高くしていくと思つておられますか、上昇傾向に向かうのじやなかろうか。そういう立場から一そう流通近代化を進めていく必要がある、かように考へておられます。

**○野間委員** それはわかりません。やつても、この比較の中にありますように、流通コストそのものはそう変わりはないのじやないかというようなことは、これはどうなんですか。これは変わりますか。

**○橋本政府委員** 賃金が上昇傾向にございまして、よほど流通近代化に努力をいたさないで流通コストは上昇する可能性がございまして。

**○野間委員** 時間の関係もありまして、次に質問を進めますが、いづれにしても、何度も繰り返して申し上げておるように、許可が届け出になつたということ、それから売り場面積が従来と変わつていない。しかも、最低規模の特にスーパーの店舗、千から千四百九十九、この中で、商社が百貨店などを系列化して、中小都市あるいはその他の小都市に進出しておる、こういうようなことをいまま私が指摘したわけですが、こういう点から考へて、本法案は、これはやはりいまの流通問題でもそうですが、これによつて多少スーパーが歯どめになるという現象面がありまして、中小小売商の保護あるいは消費者保護という点から、これでは全うできるかどうかということになりますと、私は違つてと言わざるを得ないと思つておられます。そこで、具体的にその条文について若干の質問をしたいのですが、この七条は一つの歯どめのところですが、これも何回も皆さんお聞きになつておるわけですが、これも「相当程度」とは、具体的に一体何なのか。どのような基準を持つておるのか。これを



聞きおくとこの程度だと思ふのです。そうだとすれば、麗々しく七条二項では、いかにも、いまの話にありました小売とか消費者の意見を聞くというところが書かれておられますけれども、実質的には、要するに書面で意見書を出す。それですべて事は済むのじゃないですか。それは私はおかしいと思ふのです。少なくとも必要があるというものは、これはむしろ意見を申し出たほうなんです。ですから、その申し出たほうの口頭の請求をすれば、これを当然許すということがたてまえじゃないかと思ふのですが、これはどうですか。これは行政不服審査法の関係ではどうなっていますか。

○橋本政府委員 申し出てくる意見の内容にもよるかと思いますが、案件が多数ございます。過去にもそういった実績がございますので、大体書面を見ることによつて、言わんとするところ、あるいはそれによつてこちらが処置すべきこととおおむねのところはわかる場合が多いかと思ひます。そのような場合といえども、口頭で説明を求めないような場合であっても、当然審議会としては、さような意見があつたということをテークノットして、答申する場合に連産大臣にも意見を出すということになるかと思ひます。

○野間委員 単なるテークノットでは困るのですよ。要するに、私が申し上げたいのは、必要があるから口頭の意見を請求するわけなんです。それから、それをどうしよるか。たとえば、同じような意見のものはこれをしばつていくという方向について、私はそれに対する反対はないわけですよ。しかし、少なくともこういう非常に大事な問題ですから、意見の開陳を請求すれば、これは必要があるから請求しておるわけですから、これを原則として認めるという方向でなければ、ほんとうにこれが要するに利害関係人の意見を聞くということにはならぬと思ふのです。しかも私が申し上げたいのは、意見書を出せということになります。これはまさにお上の仕事そのものだと思うのです。消費者やら小売商にきつちりした書面を書け、こんな酷なことがありませんか。書面をきつち

り書かなければだめだ。これはもう全部書面審査の段階ではねられてしまうわけですよ。しかも、必要があるかどうか、この判断についてまで、これを会長が判断するまでとにかく詳細な意見書をつけるということになりますと、これは私は、ほんとうに消費者とか、そういう利害関係人の意見を聞くということにはならぬと思ふのです。したがつて、私は、そういう態度でなくて、本人が請求すれば意見を聞くというふうにするべきだと思ひますが、どうですか。

○橋本政府委員 審議会の段階に至る前に、地元における商調協等の場もございまして、その場でも意見を申し述べた機会がございますので、審議会の段階では原則として書面で意見を述べていただきまして、必要とある場合には口頭で意見を述べる機会を持つ、さような形で実施してまいりたいと考えてます。

○野間委員 それはだめですよ。そんなことではほんとうに大衆の利益を保護することはできませんよ。重ねて私はその点について強く要望するわけですが、特に訴訟との関係でお伺ひしたいわけですよ。

従前の許可制であれば許可処分を取り消し訴訟というところで訴訟になじんだわけですが、この場合に、七条の要件を具備するかどうかということについて訴訟の対象となり得るのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

それから当事者適格をお伺ひしておきます。○橋本政府委員 異議申し立てをし得る人は、この法律の規定によりまして、直接その権利なる利益を侵害された、直接的に影響を受けた当該小売商は当然のことでございますが、本法自体、周辺の小売商のことも、中小小売商との関係で調整行為をやるわけでございますから、周辺の中小小売商も異議を申し立てる資格がございます。ただ、一般消費者につきましては、そういう行爲の反射の結果としての影響しかございせんので、これは適格性はないかと思ひます。要するに、大規模小売店舗の中に入る小売業者と、それから周

辺の中小小売業者が適格者と考えております。

○野間委員 訴訟の関係ではいかがですか。○橋本政府委員 訴訟の場合にも、ただいま申し上げたと同様のことにならうかと思ひます。

○野間委員 そうしますと、具体的な請求の趣旨はどうなりますか。それと訴訟の関係についてなぜ法文化しないのか。この二点についてお伺ひしたいと思います。

○橋本政府委員 大規模小売店舗の中に入居いたしましたして連産大臣の調整行為の対象になつた小売業者につきましては、たとえば店舗面積の削減が度を過ぎておるとか、あるいは開店延期の日が長過ぎるとかといったような形で訴訟ができるかと思ひますし、反面、周辺の中小小売業者におきましては、連産大臣の処分が軽過ぎる、もつと面積を削減すべきである、あるいはもつと延長期間を長くすべきであるといったような事項をかまえて訴訟できるかと思ひます。さようなことではございまして、一応この法文の中には規定を置かなかつたということでございます。

○野間委員 法制局は来てないわけですか。○浦野委員長 法制局は来ておりません。

○野間委員 来てないようですから、あらためてもう一度確認いたしますが、不服審査法あるいは行政訴訟法、いずれにしても不服審査あるいは訴訟の対象になる、その当事者適格は影響を受ける小売業者である、こういうことですか。

○橋本政府委員 さようでございます。調整行為の対象になる大規模小売店舗内の小売業者と周辺の中小小売業者ということになるわけでありませぬ。

○野間委員 そうしますと、勧告のない場合にはどういふ訴訟が起せるのですか。つまり、届け出をしますね。あれこれ審議します。しかし、その結論は届け出そのものを認容するという場合には、認容処分そのものは行政行為になるわけですか。それとも認容処分そのものは行政行為になるわけですか。○橋本政府委員 不作為の場合には対象になりませぬ。

○野間委員 そうでしよう。だから一生懸命手だてをやつても、行政処分がなければこれは訴訟の対象になりませぬよ。これが多少減額されたという処分があれば、その処分がどうだという訴訟は確かに起せるかもわからない。しかし、何らの手だても、つまり行政処分がなければこれは訴訟の対象になりませぬ。そういうことですね。そうしますと、単に利害関係人が一片の書面を出すだけで、しかも、審議会の会長が必要がないと認めれば口頭による意見の開陳もできない、あるいは訴訟にも親しまない。一体どうやって救うのですか。七条では麗々しく「変更勧告」と書いてある。しかし、何らこれを担保するものがないじゃありませんか。いかがですか。

○橋本政府委員 先ほど申し上げておりますように、大半の案件は相当程度の影響を与えるおそれがある場合という一審査が要るわけでございますが、大半の案件がやはり審議会にかかると。審議会にかかるといふことは、地元の商工会議所あるいは商工会に付設される商調協の場で十分意見が煮詰められてくるわけでございますので、そういった意見があつて審議会の審議の場に反映されてくることになるわけでございますので、特に口頭による意見の開陳を原則といたさなくても、十分意見を吸収し得るのではなからうか、かように考えております。

○野間委員 ですから、実際いま申し上げたように麗々しく書いてあるけれども、利害関係人の意見を十分聞く、しかも司法審査の対象にはならぬということになりますと、これはもう行政サイドにすべてまかす以外にないんじゃないですか。だから、通産省がきめればそれに対して何の文句も言えない。単に一片の書面を出すということだけじゃありませんか。しかも、その書面を出さなければだめだということになりますと、これは利害関係人が全部そういう一定の形式を持った書面を出さなければならぬ。出してもそれが全く意味がないことになるのじゃないですか。そういうこ



とでこの第一条に立法目的が書かれておりまして、消費者の利益の保護あるいは中小売商の保護ということをやつたてありますが、これを担保するものにはならぬ、こう言わざるを得ないと思うのです。とりわけ私が最初に質問申し上げた許可制と届け出制の違い、これがいまここに出てくるわけですね。許可制の場合には、これは処分の対象になるから、訴訟の対象になりますよ。ところが、届け出制の場合には、これがないわけです。これは致命的じゃありませんか。

次に質問を続けますが、審議会の構成についてお伺いしたいと思います。

○橋本政府委員 審議会の機能として考えておりますのは、本法の調整行為の通産大臣の諮問に答えるということが大きなポイントになってくると思います。(野間委員「構成です」と呼ぶ)現行百貨店法における委員の構成は学識経験者七名と、閣僚利害人を入れない学識経験者のみで構成いたしております。本法による大規模小売店舗審議会におきましても、大體百貨店審議会と同じような機能を果たすということから、現在の構成を踏襲したいという方針であります。

○野間委員 えらい時間をとって申しわけありませんが、もうしばらくお話し願いたいと思うのです。そうしますと消費者とかあるいは小売商、これらの代表者は審議委員にはならぬわけですか。

○橋本政府委員 現在の百貨店審議会の七名の構成について申し上げますと、消費者代表が二名、学者が二名、ジャーナリストが一名、商工会議所代表一名、金融業界代表一名の構成になっておりますが、これはそれぞれが学識経験者という立場に立つて参加いたしておるわけでございます。直接商業者等をこの委員に加えるというふうには考えてはおりません。

○野間委員 それじゃ時間の制約が参りましたので、最後に一点だけですが、現行の百貨店法の許可制のときでも、不許可にしたのはわずか一件なんです。これは二万平方メートル以上新設の場合です。これ一件しかないわけです。先ほど同僚

委員の質疑に対して、行政指導の段階でいろいろ調整したりあるいは削減、こういうものもあるということでしたが、確かにこれはあります。しかし、基本的に不許可にしたのは一件しかない。つまり許可制の時点においてです。昭和四十五年以降果しか出てないわけですね。これは昭和四十五年以降のもので、通産省からもらった資料なんです。しかも、これが今度は緩和されて届け出制になる。しかも、ほんとうに司法審査の対象にもならなければ、どんなに意見を上げて結局通産サイドでこれが全部処理されていく。しかも、審議会の審議委員の中に利害関係人が入ってないということになります。これはもうたいへん大きな問題だと思つておる。その点を指摘して、私が先ほどから申し上げておるような具体的な問題点を入れて、さらに再考した上で本法案を提出されたい。このように考えますが、最後に大臣いかがですか。

○中曾根國務大臣 この法案の一つの眼目は、百貨店に対してはいままでのような許可制の実質を持たせながら、しかもスーパーもこの中に入れ込む、そういう意味で嚴重な事前審査制、ほとんど許可制に準ずるような措置をこれとつたわけでありませう。そういう意味において、百貨店に対する審査と同じような嚴重な審査をわれわれはやって、地元に対する諸般の影響、特に中小零細企業に対する影響、この問題を重要視してやっています。いままで商調協において一番摩擦が起きたことはそれでありませう、スーパーが近ごろ方々へできるについてわれわれのほうへ苦情を申し入れてくるのは、中小零細企業でもあります。したがって、当然その問題が重点に置かれると思つて、われわれはそういう観点に立つて、地元の中小企業との調整というものを主眼に置いて嚴重な審査を行なう、こういう考え方を持っております。

そのほか二、三の点につきまして御指摘になりましたけれども、われわれはいままで御答弁申し上げましたように、この法の趣旨というものは、一つにおいては、お客さま、消費者のためを考え、もう一つにおいては、最近大きく成長してきて各

地で摩擦を起こしているスーパーというものを正式に規制の対象に取り込むということ、それからもう一つは、流通の合理化という面もあります。また一番大事な眼目は中小企業の擁護という面があるわけでありませう。そういう法の精神を体しませて各セクション、セクションにおいて嚴重なチェックを行ないまして、そして法の趣旨を生かしていきなさいと思つておるわけでありませう。

○野間委員 最後に、一点だけ申し上げたので、最後のほうにお聞きした訴訟の対象にならないという結果についてはいかがですか。

○中曾根國務大臣 これは行政処分としての勧告変更命令があつた場合にはもちろん訴訟の対象になりますけれども、届け出の段階ではまだならぬのは、行政処分に対する異議申し立て、そのほかの法令の指示するところであると思つておる。

○野間委員 ですから、不作為の場合には訴訟の対象になりませぬので、届け出があつて、しかも変更命令がない場合には、これはそのままということになるわけですね。この点が非常に大きな欠陥であるということ最後に御指摘申し上げて質問を終わります。

○浦野委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

本法律案に対し、田中六助君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる修正案が提出されております。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案に対する修正案  
の調整に関する法律案の一部を次のように修正する。  
第七條第二項中「通商産業省令で定めるところにより申出をした者」を「消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたもの」に改め

る。  
附則第十五條を第十六條とし、第十一條から第十四條までを一條ずつ繰り下げ、第十條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「各本項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項を次のように改め、同條を第十一條とする。  
前條第四項において準用する第九條第四項において準用する第八條第一項又は前條第五項において準用する第十四條第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四條第二項の規定に違反した者  
二 前條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
附則第九條の次の一條を加える。

第十條 この法律の施行の際第三條第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、当該建物ごとに、閉店時刻の繰下げにつき第九條第三項の規定による届出をした場合を除き、この法律の施行の日から起算して一年以内、その閉店時刻を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その閉店時刻が同條第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際第三條第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、当該建物ごとに、休業日数の減少につき第九條第三項の規定による届出をした場合を除き、この法律の施行の日から起算して一年以内、その休業日数を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その休業日数が同條第二項の通商産業省令で定める日数以上であるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による届出は、第十二條第二項及び第十三條の規定の適用については、第九條第一項又は第二項の規定による届出とみなす。  
4 第九條第四項及び第十五條の規定は、第一項

又は第二項の規定による届出があつた場合に於いて準用する。

5 第十一条の規定は、前項において準用する第九條第四項において準用する第七條第一項又は第八條第一項に規定する措置の運用に於いて準用する。

6 第十四條第一項の規定は、第一項又は第二項に規定する小売業を営んでいる者が第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第四項において準用する第九條第四項において準用する第八條第一項の規定による命令に違反した場合には、第七條第七項の規定は、第四項において準用する第九條第四項において準用する第八條第一項又は前項において準用する第十四條の規定による命令に於いての異議申立てがあつた場合について準用する。

7 第十七條の規定は、第四項において準用する第九條第四項において準用する第八條第一項又は前項において準用する第十四條の規定による命令に於いての異議申立てがあつた場合について準用する。

○浦野委員長 この際、修正案について提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 たいま提案されました修正案につきまして、私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付されているとおりでございますが、修正点の第一は、第七條第二項において大規模小売店舗審議会が通商産業大臣の変更勧告等について意見を定めようとするとき、意見を聞かなければならない「申出をした者」を「消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので申出をしたもの」に改めることであり、申すまでもなく、本案は、消費者の利益の保護に配慮し、大規模小売店舗の周辺の中小小売業者の事業活動の機会を適正に確保しようとするものであります。したがって、通商産業大臣が変更勧告等を行なう場合に、消費者、小売業者等の意見が十分反映されるよう、これらのものを明記する必要があると考え、修正した次第であります。

修正点の第二は、この法律施行の際、大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その閉店時刻及び休業日数が通商産業省令で定める基準をこえているときは、この法律の施行日から一年以内に通商産業大臣に届け出なければならぬこととし、この届け出については、変更勧告、変更命令等の規定を適用する旨の規定を附則に設けたことであります。

原案におきましては、本法施行の際、既存の大規模小売店舗において小売業を営んでいる者の閉店時刻及び休業日数については通商産業大臣の変更勧告等の対象となつておりませんが、本法制定の趣旨である周辺中小小売業者の正常な発展及び本法の対象となる大規模小売店舗における小売業と既存のものとの公平を考えますと、既存の大規模小売店舗における小売業の閉店時刻及び休業日数についてもチェックすることが必要であると考え、修正した次第であります。

以上が修正案の提案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○浦野委員長 これより討論に入るのでありますが、本案並びに修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。まず、田中六助君外三名提出の修正案について採決いたします。

(賛成者起立)  
○浦野委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、たいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)  
○浦野委員長 起立多数。よつて、本案は田中六助君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

助君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○浦野委員長 本法律案に対し、稲村佐近四郎君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。稲村佐近四郎君。

○稲村(佐)委員 たいま提案されました附帯決議につきまして、提出者を代表して、私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 大規模小売店舗における小売業者の届出については、厳正な審査を行ない、万一にも大企業のダミーが寄合百貨店の形態をとつて、本法による調整をまぬがれることのないよう十分措置すること。

二 大規模小売店舗審議会及び商業活動調整協議会の組織及び運営については、消費者、中小小売業者及びその従業員の意見が十分反映されるよう措置すること。

三 閉店時刻及び休業日数の基準の設定にあたっては、従業員の福祉、地域との融和等を重視し、特に休業日数については大都市、その他都市の区別を撤廃するよう検討すること。

四 百貨店業者等の基準面積未満の大規模店舗についても、本法の調整措置に準じ適切な指導を行なうとともに、駆込み新増設については、従来の行政指導を強化し、本法の趣旨に基づいて処理すること。

五 百貨店における派遣店員、不当返品等の不公正な取引方法の規制を厳格に実施するとともに、本法の制定にともない新たに対象となる大規模小売店舗における小売業の不正取引方法の特殊指定について検討すること。

六 百貨店、大型スーパー、商社等による中小小売店の系列化等の抑制について強力な指導を行なうとともに、中小小売業者の事業分野の確保について適切な措置を講ずること。

七 大規模小売店舗の進出により直接影響を受け、事業転換を余儀なくされる中小小売業者に対しては、その円滑な実施を図るため所要資金の融資等特段の配慮を行なうこと。

以上であります。各項目の詳細の説明につきましては、これまでの審査の過程において、委員各位には十分御理解いただけたことと存じますので、この際、省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浦野委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商大臣 たいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、行政に万遺憾なきを期する次第であります。どうもありがとうございます。

○浦野委員長 おはかりいたします。

○浦野委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○浦野委員長 次に、内閣提出、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中六助君。

○田中(六)委員 だいたい議題となりました中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案について御質問を申し上げますが、その前に、大臣にまず二点ほどお聞きしたいのです。

その一つは、総理大臣は現在の日本の経済情勢をインフレーションじゃないというふうなことを言明なされたわけでございます。しかし、現実に日本の経済学者のおもな人たちは、下村治先生を除いては、インフレーションの内容について、コストプッシュインフレーションとかアemandインフレーション、スタグフレーション、その他各角度からインフレーションであるという見解を持つ学者がほとんどでございますし、国民生活の立場から見ても、最近の卸売り物価指数というのは異常な値上がりで、昔のように卸売り物価指数と消費者小売物価指数が大きな差があつて、安心だという経済情勢ではございませんし、一方また総需要の抑制というふうなことから、ある程度の手当てが行なわれておるわけでございますが、これは大蔵大臣にお聞きするのが順当かと思ひますけれども、通産大臣も、日本の零細な企業から上は大企業を含めまして、産業の大きな責任者として現在の経済情勢をどういうふうに見ておるか。総理大臣の言うようにインフレーションじゃないというふうに見ておるか、あるいは私も国民がほんとうに皮膚で感じておる、毎日の生活でこれはインフレーションじゃあるまいかと思ふ、そういうふうな立場から大きなギャップを感じておるのですが、大臣はどのような御認識をお持ちでしょうか。

〔委員長退席、羽田野委員長代理着席〕

○中曾根國務大臣 この問題は、インフレーションという定義をいかに解するかということによつて人々の回答が違ふと思ひます。自分はこのようなものをインフレーションと考える、そういうふうなものをインフレーションと考えるという考え方によつてその結果が出てくるのでありまして、ある者はインフレーションであると言ひ、ある者はインフレーションでないと言ひ、定義の変化、根拠が違ふからそういうふうに変つてくるのだらうと思ひます。

下村さんの説も私拝読しておりますが、現在の日本は物価騰貴の圧力のもとにある、したがつて総需要をカットしなければいけない、こういう点においては大体皆さん一致しておるのであると思ひます。しかし、物価騰貴の原因が悪循環を起して、循環ごとに心理的に投機的に上がつてくる形勢にあるかといへば、そこまではいつていない。だから、そういう悪循環のもとに物価が騰貴する状態をインフレーションであると定義すれば、現在はインフレーションではないと言ひ得るでしょう。しかし、物価問題に非常に鋭敏な学者がおつて、そういう物価騰貴の圧力があり、一部にそういう現象が出てきておる状態をインフレーションであるといへば、これはインフレーションとも定義できるだらうと思ひます。ですから、定義をどういうふうにとるかということによるので、インフレであるか否かということに断定的に私が言うことは、定義をどう申し述べるかということにかかつておるので、いまここでその定義をぐだぐだ言うことは必ずしも適切でないと思ひます。しかしともかく、国際的にもかなり物価高の形勢で、海外からの物価高が流れ込む危険性もございまして、また、総需要を全般的に見た圧力がかなりあつて、ややもすれば上がらうとしておる気配にあることは事実であると認識しております。

○田中(六)委員 インフレーションは定義の問題、見る見方の角度の問題からいろいろ考えられるのであつて、いま自分がぐだぐだ言うことはちよつと差し控へたいということでございますが、ほんとうは時間が許せば大臣のぐだぐだ言う御見解を聞くことのほうがわれわれの理解を深めるのではないかと、気がいたしますけれども、時間もございませぬので、定義の問題として私も一応聞いておきたいと思ひます。

それからバンクレート、つまり公定歩合の問題でございますが、日銀の公定歩合について、日銀の総裁はもちろん、各大臣が、近く公定歩合を引き上げるのだとか、引き下げるのだとかいふことを非常によく言う。それから日銀の総裁そのものもそれが現実になる事前に平気で、このバンクレートの問題をべらべらしゃべるのですが、こういう傾向は私は世界にほとんどないと思ひます。それから昔は、少なくとも私の記憶している限りでは吉田、池田内閣、佐藤内閣のときもそういうふうなことは少なかったんじゃないかと思ひます。が、大蔵中央銀行の中心バンクレートである国の公定歩合というものは極秘裏にすべて処理すべきものであつて、それをもう数カ月前からそういうことをしゃべつて、いよいよそれが実現できる時はすでに各マーケット市場はそのバンクレートを織り込み済みで、何ら市場操作はなされないのが日本の最近の傾向だと思ひます。十六年前、私、イギリスにちよつとおるときに、バンクレートのリーケージ、つまり漏洩事件があつたのですが、これが漏れたために時のマクミラン内閣、初期でございまして、が、てんやわらんやで国をあげてイギリスは大騒動をしたことがあるのですが、それほど中心金利というものは極秘であらねばならない。そうすれば多少金融的な操作で経済が運営できると思ひますが、日本の最近の状況というものはまるでほんとうになつてないのですが、そういう傾向について、私はあまりにもすべてが民主化という観点から、そういうことまでが妙なくあいに走つていふんじゃないかという気がするわけでございますが、この点、閣議にいつも御出席で、しかも重

要閣僚を占めておられる大臣の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 その点は全く同感であります。公定歩合のような問題が、事前に新聞に載るといふようなことは適当なことではございませぬ。ただ、日本のジャーナリズムが近ごろは非常に鋭敏で、知る権利を行使いたしましたして、非常に早くもこのことを伝えますので、そういう点で政府当局もこれを秘密にしておくと努力はいろいろしておるけれども、自然に漏れてしまふという形になつてしまふのかもしれない。いずれにせよ、田中委員のおつしやることはまことに同感でございます。

○田中(六)委員 こういう中心金利の問題については、今後とも閣議あるいは政府は十分慎重にやつてほしいというふうな考えです。

それから中小企業の基本法の一部改正法案でございますが、最近の経済情勢から見まして、スミソニアン体制で日本は大きく円の切り上げをやつたわけで、過去二年間ぐらゐの間に、三百六十円から二百六十円、いまフロートしておりますけれども、百円もバンクレートを切上げておるわけでございます。こういうことがどの程度中小企業者に響いておるかということを私も憂へるわけでございますが、幸いに政府は一生懸命の対策をやつておられて、現実にあまりこれに對する被害が大きくはなつておらなれていなというところも聞いておるわけでございますが、これは事務当局でけつこうでございますが、この二年間の間、つまり中小企業の倒産件数でございますが、四十六年の上半期、つまり一―六月、それから四十七年の一―六月、四十八年の一―六月、この間にどの程度中小企業が倒産しておるか、件数をお知らせいたしたいと思います。

○駐府委員 四十六年の一―六月で四千六百四十八件でございます。このときは三百六十円バンクレートの時代でございます。それから四十七年の一―六月は三百八十円のスミソニアンバンクレートでございます。





きまして相御議論になつたのでございますが結論を得ないまま持ち越されたというのが実情でございます。それで今回の意見具申におきましては、この定義の改定問題というのが実は今後の中小企業政策の姿勢問題と非常にからんで御議論があつたと答申にも明確に出ております。その点が四十四年の答申に比べての非常に大きな特色ではないかと実は考えております。

その第一点は、定義の改定は行なう、同時に、今後の中小企業政策というものはその中小企業というものの多様性を十分に認識して、それぞれの実態に応じた対策を講ずべきである、特に零細企業に対しては、また別途の観点からの特別の配慮というものが特に必要であるということが力説されております。これが四十四年の答申に対しての非常に大きな特色の第一点でございます。

もう一つの特色は、その零細企業問題からいまして中小小売商業問題というものを今回の答申が非常に大きく取り上げまして、私もそれを踏まえて、当委員会でも御審議いただきました中小小売商業振興法というものを立案し、また百貨店法の改正問題というところもその一環として通産省としては方針を固めるに至つた、こういう経緯がございますが、すべて、定義の改定だけではなく、それを含めて零細企業に対しての特別の配慮というものを答申が御指摘になつておるといふ意味で、この定義の改定問題というのは実は今回の答申の非常に核心的な問題であつた、中核をなす問題であつたというふうに私も認識しております。

○加藤(清政)委員 先ほどの田中委員と質問も重複しますので、御答弁は簡単に願つてつけようですが、七〇年代の中小企業政策に関する提言の前提として中小企業者の範囲を見直そうという意見のようですが、それでは定義改定の内容はどのようにとお考えか、またどういふ根拠で、どのような改定をしようとおのか、ひとつこの点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

一つは工業等につきましては、現行法では、従業員が三百人以下または資本金が五千万以下となつておるその資本金を一億円に、ちよつと倍に改定するということでございます。この改定の理由は、基本法制定以後、経済の成長に伴ひまして中小企業においても増資等が行なわれておりますし、資本準備率も上がつてきておるといふことで、五千万円では低きに失するといふことが四十五年年度の、これは最近の工業統計でございますが、これの分析によりましてきわめて明確に指摘されておるわけでございます。そこで、この工業統計を基礎に算定をいたしまして、三百人対応としてならば現在は一億円が最も妥当な線であるといふことで改定に踏み切つたわけでございます。

それからもう一点は、商業、サービス業の関係でございますが、商業、サービス業につきましては、現在は従業員五十人以下または資本金が一千万円以下となつておりますが、その中で卸売業につきましては、その業種の実態から申しまして小売業とは著しく異なつておるわけでございます。そこで、卸売業については別の定義をすることが妥当であるといふことから、卸売業につきましては四十五年の商業センサスを基礎に、工業と同様の手法を用ひまして詳細に検討いたしましたして、今回百人または三千万円以下といふことを別途に制定するということにいたしましたわけでございます。

○加藤(清政)委員 いまの御説明ですと、現在の中小企業者の定義のしかたには何も手をつけずに、単に資本金の規模と従業員の規模を変えようとしておられるようでございますが、現在の中小企業の定義を従来の手法に準じて従業員数と資本金の相関分析を行なうということが妥当であるかどうか若干の疑問があるわけですが、中小企業者の範囲をきめるのに資本金や従業員数といった、いわば外形的なまた量的な基準を用いる方法から、もつと質的な基準が用いらるべきであるようにも考えられるわけですが、また、量的な基準としても、たとえばむしろ出荷額とか販売額あるいは収益性といった中小企業者の営業の動向をより正確に反映

する指標を用いるべきではないか、かように考えるのですが、いかがでしょうか。

○莊政府委員 アメリカにおきましては、中小企業の定義を工業では従業員数だけで、それから卸売業については売り上げ高だけできめておるといふことが言われております。わが国におきましては、御指摘のように、従業員数と資本金という企業規模に着目した指標を使つておられますが、御指摘のように、出荷額とか販売額とか収益性といふふうな指標を使うといふことも、これは御意見でございます。私も、こういう点についても、今回は中政審におきましていろいろ専門の御意見も伺ひ、実は検討もいたしたわけでございますが、何ぶんにも業種、業態がきわめて多様であるといふことがございまして、いわばそれぞれの企業のうちに入つたような、収益性をとるとか、販売額といふ数字をつかまえることがなかなか容易でないといふことが一つと、それから景気の変動等によりまして、こういう基準数値に對しては営業の状況といふものが非常にまた変動しやすいつつと、難点もございまして、今回はこれは見送りにしたわけでございますが、こういう問題につきましても、諸外国の例等もさらによく研究をいたしまして、勉強をいたしたい、かように考えております。

○加藤(清政)委員 いまの御説明をひとまず聞いておくことにいたしましたも、いま一つの重要な問題があります。と申しますのは、現在の中小企業の定義では、資本金か従業員数のどちらかが基準を下回つていれば中小企業とみなされるわけでありませうけれども、たとえば従業員数が三百人以上であれば資本金が三億円でも中小企業といふことになるわけでありませう。これはどう考えても不合理と考えられますが、この際、資本金と従業員数の両方の条件を当てはめた形で中小企業の範囲をむしろ明らかにすべきではないかと思ひます。この点いかがでしょうか。

○莊政府委員 この点は、現在の基本法制定の際にも国会で始終御議論のあつた点であるといふことは、私も十分に承知いたしております。今回

の改定にあたりまして、審議会においても、この点についていろいろ御審議がなされたわけでございますが、この十年間のこの定義でやつてまゐつておりました、かりに現在の定義のまま、「又は」といふのを「かつ」といふふうに置きかえて、両方満足しなければいけないといふふうにかりに置きかえてみますと、今日まで中小企業として扱われてきておつた人たちの中から相当数の事業者が脱落せざるを得ない。その中には、私も業種、業態に即して見まして明らかに中小企業としての助成をしてしかるべきだと思ふような事業者がほとんどであるといふふうな検証もいたしました。そういう点から、基本的にはやはり従来の方式を使いまして、業種によりまして労働集約性の高いものあれば、資本集約性の高いものもあるわけでございますから、「又は」といふことを定義のきめ方の基本としてやつていくことが行政の進め方として最も妥当ではないかといふふうに最終的に判断をしたわけでございます。

なお、この場合に、私も今後の行政にあつて特に留意したいと思ひます。御指摘のように、資本金が非常に大きいても従業員が三百人を切つておれば形は中小企業になる。それに対して、たとえば中小企業の三機関から融資をするのかといふ問題など実はあるわけでございます。この点につきましては、従来から大資本の実質的の子会社と見られるような実態のものに對しては、たとえばそれが中小企業の定義に合つておつてもこれに對しては融資はしないといふことで、政府関係の中小企業公庫等、設備資金の需要が相対するわけでございますが、厳重な運用をやつておられますし、今後その点には十分留意をいたしまして、間違ひのないようにやつてまいりたいと思ひます。

○加藤(清政)委員 いま御答弁がありました、やはり経済にしても社会情勢にしても当然変化はありますし、特に事情変更原理ということからいいますと、従来そういう立場で従業員数と資本金の数で中小企業の規定をしておつたということ

でありますけれども、やはり世界経済の動向にとらみ合せながらそれにマッチした中小企業のあり方というものを把握していかねければならない、そのように思いますので、ひとつそういう点には弾力性を持って運用にあたっていただきたいと思

います。  
ところで、今回の定義改定によって新しく中小企業に参入される企業は一体何社くらいになるのか、また、これによって全企業の中で中小企業の占める割合はどのくらいになり、小規模企業を除いた中小企業の平均資本金額、平均従業員数はどのくらいになるのか、それは現在のものと比較してどうなるのか、その点お尋ねいたします。

○**逓政府委員** まず工業でございますが、正確に申し上げますと五百七十一増加いたします。現在の中小企業製造業というのが七十三万八千五百二十四でございますが、これが五百七十一ふえまして七十三万九千九百五十五になります。したがって、中小製造業の製造業全体に占めます数の比率が九九・六％から〇・一％上がります、九九・七％に上がります。

それから卸商業でございますが、二千四百六十八の増加でございます。現在の定義では二十八万四千二百二十二でございますが、これが二十八万七千五百九十になります。全体の卸に対しては中小卸の比率といたしまして、現在の定義では九八・二％で、若干低いのでございますが、これが一・二上りまして九九・四％に、ほぼ工業並の水準なるという状況でございます。

○**加藤(清政)委員** たいだいま御説明いただきましたように、企業数及び比率というものはそれほど多くはないわけですが、新規参入の企業はいままでのもものと比べて規模の大きいものが多いわけですから、当然資金需要の面でも大型化するものが予想されます。こうした規模の大きい層が取り込まれることによって施策の重点が大規模な層に片寄ったもの、つまり上位シフトになるのではないかと心配されるのであります。今回の定義改定にあたっては、小規模事業者への施策上の配

慮はされているのかどうか、その点お尋ねいたしたいと思います。

○**逓政府委員** 御指摘の点は、中小企業政策上非常に重要な問題であると存じます。中政審の答申におきましても、まは当委員会での御決議におきましても、いま先生御指摘の点が強く指摘をされておる点でございます。

そこで、小規模事業者対策につきましては、先ほどの御質問に対してもお答えしたのでございますが、金融面におきまして、四十八年度から特別な経営改善資金貸付制度の創設に踏み切りましたほか、従来からの零細企業向けの設備近代化資金、設備貸与制度の拡充をはかった次第でございます。また、中小企業振興事業団の小規模工場場の共同化の融資ワクの拡大、国民金融公庫から、保証人だけで融資をする無担保貸し付けワクの五百万円引き上げ、さらに保険法の改正によります特別小口保険の限度額の引き上げ等の一連の措置を講じたわけでございます。

税制上におきましても、個人事業主報酬制度の創設、同族会社の留保金課税の軽減等の措置を講じております。さらに最も重要な、零細層企業に對します各般の指導とか診断の業務の拡充をはかりましたために、指導員の大増員、待遇改善等にも四十八年度におきましては鋭意努力いたしたところでございます。さらに、零細企業がほとんどすべてを占めております中小小売業振興のために、当委員会におきまして中小小売業振興法案を御審議をいただいた次第でございます。

先ほど申し上げましたとおり、いろいろ各般の施策の積み重ねによらなければ小規模事業者対策といものは決して効果をあげないと思っております。一つだけやればそれで効果が出るというものではないところ、小規模事業者対策の本質があり、またむずかしい点があると思いますが、私もあらゆる面におきまして今後及ばざるところを急速に整備充実するように格段の努力をいたしたいと存する次第でございます。

○**加藤(清政)委員** この点に関して、小規模事業

者への施策の浸透は必ずしも十分だといえないのが実情でございます。中小企業庁の調査によっても、政府系中小企業金融機関による長期、低利融資制度を知らないものは三〇％ないし四〇％、それから中小企業信用補完制度を知らないものが六〇％から七〇％もあるというように聞いております。しかも、企業規模の小さいほど、地方の中小企業者はお知らせないというもので、その比率が非常に高くなっている点に留意しなければならぬと思っております。これはたいへん問題だと思っておりますが、したがって、小規模企業への施策の浸透のための広報活動の強化、こういう問題について一体どう取り組んでいるのか、あわせて御答弁を願いたいと思っております。

○**逓政府委員** 御指摘の点は、私も同じましてまことにじくじたるものがあるのでございまして、重大な反省をしなければならぬと思っております。この施策のPRについては従来から努力してまいっておりますが、四百数十万の中小企業が全国津々浦々にございまして、いま御指摘のような状況にあるということにはまことに私も遺憾であると存じております。

四十八年度におきましては、中小企業庁予算の中で、この施策広報予算というものを七割程度画期的に実は増額をはかりまして、五億八千四百万円にいたしました。さらにこのほかに、小規模事業者のみを対象といたしました施策広報費といたしまして一億三千百万というものが別にございまして、昭和三十八年当時比べますとさまざまな予算の充実をいたしておるわけでございまして、今後中小企業業界から実際の御要望も再度よく私ども調査をしてみまして、従来からやっておりますテレビとか映画とかパンフレット、月刊誌等いろいろな手段を講じてやっておりますのでござい

ますが、これがさらに真に効果的な運用されましますように、私も運用面の改善も含めまして、予算の充実と運用の改善と両方に特段の努力をいたさなければならぬと考えております。

○**加藤(清政)委員** せっかくの融資制度ですから、

特に中小企業、小規模事業者に対する融資を最大限に利用させて、やはり近代化をはかっていかなければならない。そのようなことで、きわめてそういう制度を知らないがために、せっかくのこの施策を浸透できないわけですから、PRには万全を期してこの融資制度を利用していただく、それについてひとつ格段の御努力を願いたいということを希望したいと思います。

そこでこの法律を所管されている公正取引委員会の委員長、事務当局にお聞きをしたいと思うのですが、まず今回の改正で、下請代金支払遅延等防止法の親事業者と下請事業者の定義を変えようとしておりますが、その内容はどういうことなのか、わかりやすくひとつ御説明願いたいと思

います。  
○**吉田(守)政府委員** 今度は下請事業者になり得る者の範囲は、資本金の上限をいままでは五千万円というふうにしておりましたものを一億円に引き上げることでございます。したがって、親事業者に該当するものは、資本金の額または出資の総額が一億円をこえる法人である事業者で、個人あるいは資本金の額が一億円以下の法人である事業者に対して製造委託、修理委託をするもの、この一億円の法人である事業者で、個人または資本金の額が一千万円以下の法人である事業者に対して製造委託、修理委託をするもの、こういうふうな五千万円のところが一億円ということになるわけでございます。

○**加藤(清政)委員** この下請代金支払遅延等防止法で、いま五千万円の法人たる事業者、これが一億になって、個人または資本金の額もしくは出資の総額が一億円以下の法人たる事業者に対して製造委託をする、または修理委託云々という御説明が、いまありました。この点についてお尋ねしたいのは、特にこの下請代金支払遅延等は、最初にできたのはやはり下請業者に対する積極的な救済策として、たしか下請代金支払促進法というふうな

てきました。したがって、下請代金はすみやかに払うというのが原則であるわけであって、六十日以内に払うとか、あるいは不当な値引きとか、返答等を禁止した、そういう制度で、下請業者の積極的な保護策として取引力の向上ということできたとするのです。

そこで、今回の改正によれば、たとえば資本金額が八千万円の企業と下請関係にある資本金額が三千万円の事業者は、下請事業者として法的保護を受けられなくなるわけですね。

〔羽田野委員長代理退席、委員長着席〕

一般的にいえば、資本金額が五千万円をこえて一億円以下の親企業と下請関係にある資本金額が一千万円をこえて五千万円以下の下請企業の取引は今回の法改正によって下請代金支払遅延等防止法の規制からはずされるということになると思うのですが、このような規模の小さい一部の下請企業が保護の対象からはずされるというのはきわめて問題だと思っておりますが、この点について公取はどうお考えですか、お尋ねしたい。

○吉田(文)政府委員 先生おっしゃいましたように、確かに今回の改正案が成立しますれば、たとえば資本金八千万円の事業者と資本金三千万円の事業者との取引は下請取引は異なるということになるわけでございます。製造委託等の取引の実態を見ますと、資本金一千万円超五千万円以下の事業者が、資本金一億円をこえる事業者から製造委託、修理委託を受けている場合が多い。これが大部分でございます。資本金五千万円をこえて一億円以下の事業者との取引はきわめて少ないというふうにお考えのわけでございます。これを實際に調査したことがございますが、資本金五千万円超一億円以下の事業者と、資本金一千万円超五千万円以下の事業者との下請取引の実態につきまして、昭和四十七年十二月末現在で、製造業に属します資本金一千万円超五千万円以下の事業者六百五十三社について調査した結果は、以下申し上げる通りでございます。資本金五千万円超一億円以下の事業者との取引の比率はきわめて低い。その

一つは、資本金一億円超の事業者とのみ下請取引しておるものが六百五十三社のうち三百二十四社、それから資本金五千万円超一億円以下の事業者とのみ下請取引しておるものが二十二社、それから以上申し上げました双方の事業者と下請取引しているものが三百七社でございますが、この場合の下請依存度、下請に依存しております割合は資本金一億円超に対しては五七%、資本金五千万円超一億円以下に対しては一六%という数字が出ております。それから次に資本金一千万円超五千万円以下の事業者も、資本金五千万円超一億円以下の事業者も、これはともに中小企業ということになるわけでございます。取引上の力の差はきわめて小さいのではないかと、したがって下請法上特に措置しなくても支障はほとんどないのではないか。ただ、八千万円の事業者が三千万円の事業者に対して不正な取引を行なったような場合、つまり事実上下請法違反の行為をやったような場合には、これは独占禁止法の不正な取引、一般指定の十によって措置ができるわけでございます。

○加藤(清政)委員 支障がないのではないかと、御答弁がありました。従来五千万円を水準にいたしまして、それからさらに一億という上限になつて、まん中の五千万円が取り除かれたということになるわけでありまして、特に下請業者の問題については、先ほども触れましたが、積極的に取引力の向上をはかると同時に、未然に下請業者に対する対策というものを立てていかなければならないという角度から、従来の既得権としての下請業者が今度はずされるということになるとたいへん不利益をこうむるわけでありまして、そこで、これはひとつ下請業者に限っては、五千万円を限度としてむしろ留保されるべきではないかと私は考えるわけでありまして、このことについて、独占禁止法または一般行政指導によつては、はずされる人たちに對する万全の措置を講ずる用意があるかどうか。その点、最後にお聞きしたいと思います。

○吉田(文)政府委員 確かに、先生おっしゃるとおりでございます。資本金五千万円超一億円以下の事業者が取引上優越した力の乱用行使が認められる場合には、これは独占禁止法の不正な取引として規制してまいるというつもりでございます。また、下請法に直接これが乗つてこなくても、行政指導によつて支払い遅延等をなくすようにしてまいりたい、こういうふうな思いです。

○加藤(清政)委員

時間も参りましたので、質問をこれで終わります。  
○浦野委員長 次回は、明後十三日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。  
午後五時三十二分散會

商工委員会議録第三十六号中誤

ページ 段 行 誤  
七 三 三 宿全に 正  
九 二 四 装常に 非常に